

平成24年第3回羅臼町議会定例会（第1号）

平成24年9月13日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第48号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第49号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 報告第 8号 専決処分した事件の承認について
- 日程第11 報告第 9号 専決処分した事件の承認について
- 日程第12 議案第38号 平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第13 議案第39号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第14 議案第40号 平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第15 議案第41号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 日程第16 議案第42号 羅臼町暴力団排除条例の制定について
- 日程第17 議案第43号 羅臼町防災会議条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 発議第44号 羅臼町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議案第45号 工事請負契約の一部変更について
- 日程第20 議案第46号 公有水面の埋立てについて
- 日程第21 議案第47号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第22 認定第 1号 平成23年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 2 3 認定第 2 号 平成 2 3 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 4 認定第 3 号 平成 2 3 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 5 認定第 4 号 平成 2 3 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 6 認定第 5 号 平成 2 3 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 7 認定第 6 号 平成 2 3 年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 8 報告第 1 0 号 平成 2 3 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第 2 9 報告第 1 1 号 平成 2 3 年度決算に基づく資金不足比率の報告について
(日程第 2 2、認定第 1 号～日程第 2 7、認定第 6 号及び日程第 2 8、報告第 1 0 号及び日程第 2 9、報告 1 1 号 8 件一括)
- 日程第 3 0 発議第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第 3 1 発議第 5 号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書
- 日程第 3 2 発議第 6 号 コケイン症候群を国の特定疾患治療研究事業対象疾患と小児慢性特定疾患に指定(難病指定)を求める意見書
- 日程第 3 3 発議第 7 号 ロシア首相「北方領土訪問」への抗議と日本政府の強力な外交交渉を求める決議
- 日程第 3 4 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○出席議員(10名)

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	松原臣君
	1番	湊屋稔君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	高村和史君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	鹿又政義君		8番	佐藤晶君

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	脇紀美夫君	副町長	鈴木日出男君
教育長	池田栄寿君	監査委員	浦崎頼男君

教育委員長	石川 勝 君	企画振興課長	久保田 誠 君
総務課長	川端 達也 君	税務財政課参事	櫻井 房雄 君
環境生活課長	五十嵐 勝彦 君	保健福祉課長	渡辺 憲爾 君
保健福祉課長補佐	洲崎 久代 君	地域包括支援センター課長	斉藤 健治 君
水産商工観光課長	石田 順一 君	水産商工観光課長補佐	堺 昇司 君
建設水道課長	高橋 力也 君	建設水道課長補佐	北澤 正志 君
学務課長	中田 靖 君	社会教育課長	太田 洋二 君
郷土資料館長	涌坂 周一 君	診療所連携室課長	対馬 憲仁 君
会計管理者	野理 幸文 君		

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 寺澤 哲也 君 次 長 米屋 猛 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成24年第3回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、7番鹿又政義君及び8番佐藤晶君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修会の結果について報告がありました。

次に、羅臼町監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元で保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、第3回の定例町議会を開催いたしましたところ、議員各位には何かと御多用のところ全員の御出席を賜り、この後上程いたします各議案につきまして、御審議いただけますことに感謝を申し上げる次第でございます。

お許しをいただきましたので、行政報告2件をさせていただきます。

まず1件目は、羅臼町防災訓練の報告についてであります。

今年度の防災訓練は、北海道防災総合訓練と合同で開催されたことに伴い、根室振興局、釧路総合振興局、十勝総合振興局管内の市町村が8月30日、午前10時に一斉に避難訓練を実施しております。

羅臼町につきましては、羅臼消防署、羅臼警察官駐在所、羅臼海上保安署、陸上自衛隊の関係機関に御協力をいただきながら、災害時における情報の共有化と情報の伝達、関係機関の初動体制の確認やパトロール等実動訓練を中心に実施いたしました。また、例年御協力をいただいております各町内会のほかに、幼稚園や小中学校、各福祉施設、羅臼漁業協同組合等にも避難訓練の協力を呼びかけて行いました。各学校では、実際に避難した学校やその場で身の安全を守るシェイクアウト訓練など、それぞれの学校や施設で考えながら協力をいただきました。

羅臼漁業協同組合では、羅臼鮮魚買受人組合と協力し、競りを実施しているさなかに災害が発生した際に備え、市場から避難場所へ避難する経路の確認等を行っていただき、今年度の防災訓練には約1,300名に参加していただきました。来年度以降も災害に対する町民の意識の高揚を図るため、関係機関に協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

2件目は、鮮魚取扱高の状況についてであります。

既に皆さんのお手元に配付してございますけれども、9月11日現在で総体的には数量では1万1,132トン、昨年同期は1万1,134トンですから、ほとんど昨年と同様の状況でございます。率でいきますと100.0%となります。金額につきましては22億9,400万円、昨年度は23億2,500万円ですから、現在では約3,100万円の減となっております。率にしては昨年同期と比較して98.7%、特にホッケとマス等において落ち込みはしておりますけれども、そのほかの魚種が上回った状況の中で結果としてこういう数字になっているわけでございます。今後、本格化する秋サケ、あるいはイカ漁等の漁獲に期待に寄せるところでもございます。

以上、行政報告2件をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番高島譲二君。

○3番（高島譲二君） 通告書に基づき、町職員の出張旅費、宿泊費についてと観光についての2点質問いたします。

最初に、町職員の出張旅費、宿泊費についてですが、先月8月26日付の北海道新聞1面と3面に大きく取り上げられた問題でございます。

北海道新聞によると、出張旅費もらいながら助成受け宿泊、市町村職員公費二重取りなどの見出しで始まり、道内の大半の市町村職員らが加入する北海道市町村職員共済組合が運営する札幌市内のホテルポールスター札幌を市町村職員が公務の出張で利用する際、出張旅費で定額の宿泊料が支給されるにもかかわらず、福利厚生を目的とした同組合の一泊5,000円の助成制度を利用するケースが相次いでいる。助成金の半額は市町村などが公費負担しており、職員は市町村の正規の出張旅費と合わせて公費を一部二重どりしている形だと掲載されております。また、8月31日付北海道新聞には、職員に加え複数の首長も公費二重どり、共済組合運営のホテルで助成を受け、宿泊旅費との差額を手に入れたことを認めたと、このように報道されております。

このようなことが、当町の理事者を初め職員らも当てはまるケースがあるならば、ゆゆしき問題であり早急に改善していかなければならないと思います。このことについて3点お聞きいたします。

一つ目は、昨年、平成23年度における職員共済組合への助成金の金額について。二つ目は、平成23年度における札幌出張の人数と回数について。三つ目は、共済組合直営ホテル、ポールスター札幌を利用する職員数の把握はされているのか、お答え願います。

さらに現在、本町の規則では、道内の一泊の出張の際の宿泊費は定額制をとっており、一泊につき1万円となっておりますが、最近、道内のビジネスホテルは一泊大体五、六千円で宿泊できますので、さらに経費節減のためにも、また税金を1円でも無駄にしないように定額制の1万円を廃止し、上限を設定した領収書と引きかえによる実費制に切りかえるべきと提言しますが、町長のお考えをお聞きします。

2点目は、観光についての質問でございます。

世界自然遺産を抱える我が町にとって、観光産業は漁業とともに大事にしていかなければならないもう一つの産業であると考えます。本年度の4月から観光客入り込み数は8月まで35万8,012人と、昨年と比べ約7,000人の増となっておりますが、昨年は東日本大震災があり単純に比較はできませんので、一昨年の平成22年と比較すると逆に5

万7,935人のマイナスとなっております。しかし、その中にあっても、観光船によるホエールウォッチングは好調であります。これは、観光船、または観光協会が6年ほど前から一生懸命発信してきたことによる成果であろうと推察します。

そこで、観光客の増を図るためには、ほかにどのような観光資源があるのか、それをどのように活用できるのか、観光メニューの拡充の必要があるのではないかと思います。本町の第6期総合計画は、ことしで5年目を迎え、当初の計画では世界自然遺産を活用した経済領域の拡大として、課題に滞在型観光のメニューの検討、整備が求められております。その中で基本方針として、観光客がもう一度来たいと思うようなもてなしの心を持った受け入れ体制の整備を図ることもうたわれております。

これらについて、現在の羅臼町の状況と照らし合わせた場合、どのように町長は分析されているのか。また、今後さらなる経済領域の拡大、すなわち観光客の増を図るための具体的な方策についてどのようなお考えをお持ちか、お聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま、高島議員から2件の御質問をいただきました。

1件目は公務員出張旅費の問題について、3点の御質問であります。

まず1点目の、平成23年度における共済組合への助成金の金額についてであります。共済組合事業は組合員の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われており、町負担金につきましては総額1億553万9,000円を支出しております。その内容につきましては、組合員の年金給付に関わる長期給付事業費に7,188万6,000円、介護保険負担分が245万2,000円、事業手当拠出金が101万3,000円、事務費負担金が17万円、組合員やその家族の病気やけが、出産、死亡、災害等に対して給付する、いわゆる短期給付事業費に3,001万8,000円となっております。この短期給付事業の3,001万8,000のうち108万7,000円が福祉事業分であり、宿泊施設の利用助成や住宅建設資金貸付、あるいは生活資金貸付、疾病予防対策事業、貯金事業、生活物資のあっせん等の事業費となっております。

2点目の、平成23年度における札幌出張の人員と回数については58名で、延べ105回となっております。

3点目の、共済組合直営ホテルポールスターを利用する職員数の把握についてであります。先般、状況を把握するための調査を行っておりますが、出張旅費については平成18年度から基本的にはパック旅費で支出しているため、共済組合直営ホテルポールスターを利用する職員はおりませんが、緊急の出張でパック旅費を利用することができず、共済組合直営ホテルポールスターを利用したことがある職員数は、パック旅費導入後の平成18年度から現在までの6年半で13名おりました。宿泊費を実費制にすべきとの提言をいただきましたが、現在はパック旅費を導入しているため旅費の節約にもつながっておりますので、実費制については考えてはおりませんが、9月10日からパック旅費を利用でき

ずに共済組合直営ホテルに宿泊する場合は、公費負担分の2,500円を減じて宿泊費を支出するよう対応しておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次、2件目は、観光についての御質問でございます。

初めに、7月末での観光客入り込み数が昨年と比較して微増してはおりますが、ホイールウォッチングによる観光船以外の業種での観光的効果が見られないとの指摘でございますが、議員御指摘のとおり7月末での観光客入り込み数は、昨年比101%の微増に対し、観光船乗員者数は128%と大きく伸びており依然好調であります。それ以外の業種につきましては、町内で一番の集客施設である知床らうす交流センター、いわゆる道の駅の7月末の入館者数が6万6,549人で前年比205%と倍増しておりますことから、隣接する深層館や、あるいは海鮮工房にもそれなりの経済効果があるものと推察するものであり、また、宿泊施設関係者も、ことしの予約状況が好調であるとの情報をいただいております。

これらは、秋の行楽シーズンとなります。来る15日、16日には漁火まつり、10月6日には紅葉ウォークとイベントが開催されますので、ますますの入り込みを期待するものであります。

次に、第6期総合計画での世界自然遺産を活用した経済領域の拡大としての観光メニューの整備と、その基本方針のもてなしの心を持った受け入れ体制の整備についての御質問であります。

昨年8月、学習旅行等の交流人口をオール羅臼で受け入れるべく、知床羅臼町体験学習推進協議会を設立いたしました。この協議会は、町、知床羅臼町観光協会、羅臼町商工会、羅臼漁業協同組合を幹事団体とし、町内の主たる16団体を協力団体として組織され、体験メニューの整備と関係各団体の受け入れ体制を整備し、今年度は既に道内8中学校、関西二つの高校の受け入れを実施しており、この10月には東京の高校を受け入れる予定としております。各団体は積極的に参画し、もてなしの心を持った受け入れをいただいたものであり、訪問した各学校にはアンケート調査を実施した結果、体験メニュー、受け入れ体制についておおむね好評を得ております。このことが、学習旅行のみならず、一般観光客に対しても着実に浸透していくものと思えますし、今後は各種課題を十分検証し、一度訪問された学校や一般観光客がリピーターとして毎年度来ていただけるよう、学生が大人になったらもう一度来たいと思えるような体験メニューと受け入れ体制をさらに構築してまいります。

来年度以降の入り込み増の対策といたしましては、一般観光客については、知床羅臼町観光協会や観光の目玉となっている知床羅臼観光船協議会が中心となって誘致活動を進めていただくとともに、町としても積極的に協力してまいります。また、学習旅行等につきましては、知床羅臼町体験学習推進協議会を中心に、旅行会社及び道内外の中学校、高校に誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） まず、出張旅費の宿泊費について再質問をいたします。

今、町長のお答えでは、平成18年から6年半でポールスターを利用した職員は13名いたというふうにお答えいただきました。それで、今はポールスターに宿泊の場合には、公費助成、つまり2,500円を助成を受けないというふうに、申し送りですか、全職員にされているのかな、そういうふう先週、職員に対して助成を辞退するように申し送りがあったというふう聞いております。それは今、町長がお答えになりましたので、改善されたのかなというふうに思っております。改善されたのであれば、今後、改善されてそういうことがないということであれば、よろしいのではないかなというふうには思います。

それと、もう一つ問題があるとすれば、今、羅臼の場合には定額制をとっているわけですね。一泊1万円の出張の場合には宿泊費をお支払いしているということでもありますけれども、今は一泊1万円というのは、本当に超高級ホテルでしか、まれなケースだというふうには私は解釈していきまして、大体、道内のビジネスホテルであれば、五、六千円でどこでも泊まれるというふうに思っております。そうすると、大体五、六千円で泊まれれば、四、五千円は余剰分が出るわけですから、そのところはやはり町民の貴重な税金で町は運営されているわけですから、税金の無駄遣いをなくするために1円たりともそういう余剰が出るのであれば返納していただきたいというふうな意味から、そういうわかりやすい会計を強いてほしいなど。大体、今、民間企業でも概算金として最初を出しても、領収書とともに後での清算という方式をとっているところが大体多いわけですから、その上限設定が必要だと思いますけれども、その上限設定をした上で領収書で後で決済するというふうな方式をとるというふうなことが税金の無駄遣いをしないということにもつながりますし、そういう方法をとったらどうかと思いますけれども、それについて町長。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 先ほど答弁いたしましたけれども、現在はパック料金、いわゆる航空運賃と宿泊費がセットになったもの。したがって、1万円を超えるようなことはほとんどないと、1万円近いというよりは、現実にはその料金が、宿泊費が幾らで航空運賃が幾らということをございませぬので、合わせたセットということになっているところでもあります。したがって、今、高島議員御指摘のとおり、そういう事実がない、今現実にはほとんどありませんけれども、もし仮に今後においてそういう公費二重どりというようなことが仮にあるとすれば、当然それは事実が発覚した段階で返納してもらわなければなりませんし、先ほど申し上げましたように、全職員にはその旨通知をいたしましたので、今後はほとんどそういうことのないというふうに確信しているところをございませぬので、含めて今後徹底してまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） そのパック料金のことは、それはそれであのまま町が財政難のと

きに取り入れて、経費節減のためにやったということで私は大変評価するのですけれども、さらに経費、つまり税金を無駄に使わないためにパック料金以外の、札幌以外にも当然あるのですよね、釧路とか根室とかそのほかの地域、東京もパックでしょうけれども、それ以外のところが大体、五十七、八十回ぐらいあるわけですから、それについて定額制をやめて実費制にしたらどうかということの提案なのですよね。

ポールスターも利用するだけじゃなくして、ポールスターの件はもうまれなケースとして今まであったというふうに私は解釈しておりますので、そうではなくして、そのパック料金以外の、つまり出張については定額制をやめて、やはり実費制に切りかえるべきだというふうに思いますが、その辺については町長どうでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 先ほど申し上げましたように、現時点ではほとんどパック料金でやっておりますので、定額ということについては考えてはございません。今後、そういう事例がもしあるとする、余剰金が出てくるとするならば、その段階で定額制にすべきかどうかということは検討はしたいと思っておりますけれども、現時点ではあくまでも今のパック料金が実費支給とイコールだというふうに考えてございますので、そういうことはないというふうに思っています。

それから、あるいは釧路、あるいは根室等の市外については一切日当も支給していないという状況であります。したがって、それも含めて御理解をいただきたいと思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 平成23年度の職員の出張調べいただいたのですけれども、それには結構、釧路も一泊では含まれているのですよね。釧路とか、それから留萌というのはあったかな。根室もありますね、これについてはどのようにお考えですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 例外的には、確かに今言ったように、根室も釧路も日帰りがほとんどですけれども、たまには宿泊をせざるを得ない状況もありますけれども、これについてはごく限られた状況でございますので、あくまでもこれについては定額支給ということでやっているということでございますから、先ほどの繰り返しになりますけれども、もしそういう事例が今後とも出てくるとするならば、実費支給ということがどういう形にすべきなのかということも含めて検討をしたいと申しますのは、例えば、では、宿泊先が指定されて1万円を超える場合、それでも1万円とするべきなのかという議論もあるわけありますから、そういう点については当然、指定されているとすれば、1万2,000円であれば、実費となれば1万2,000円を支給しなければならないということもあるわけありますので、必ずしも1万円未満のことばかりではない。1万円を超える場合もあるということも含めながら、今後検討をしてみたいと思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 町長のおっしゃるのはわかるのですけれども、昔は例えば温泉旅

館で一泊食事つきで1万6,000円、先方の都合によってそこにとまらなければならないというケースがあったかと思います。そういうときには、多分町の規定で定額制の1万円、それからはみ出た分は領収書を持って清算するというふうになっているはずですから、その職員にかかる負担というのはないのだろうというふうに思っております。いずれにしても、ぜひ実費制を検討していただいて、パック料金以外ですよ、そういうときには町民の貴重な税金を使うわけですから、やはり1円とも余剰分が出た場合には返納するように。そうでなければ、やはり町民も納得できないわけですから、ぜひ明瞭な使い方をすよう努めていただきたいと思います。

続きまして、観光について再質問でございます。

今言われたように、観光船は大変頑張っているというのは私も議員になるちょっと前に、観光船の船長がこれからホエールウォッチングをやるんだというふうな意気込みで当時の観光協会の人たちと一生懸命になって、ホエールウォッチングを盛り上げたい。また、冬のオオワシウォッチングを盛り上げたいということが今になって実を結んでいるなど。初期のころは、きょうはお客さんいないから出港できないということもあったようでございます。でも、ことしに入って、いつも満船だというふうな感じでいくのは、大変、その人たちの努力があっただけかなというふうに私は思っております。

観光船に関しては、私も前に公の場で言ったかどうか、ちょっと定かじゃないのですが、できればホエールウォッチング、それからオオワシのウォッチングなど、観光目的で今現在、国後との中間ラインがありますけれども、そこを越境できないわけですね。ですから、これから国とか、あるいはロシアに働きかけを行って、これは町だけの問題じゃないかもしれません、我々も一致協力していかなければならない問題かもしれませんけれども、その観光推進のために中間ラインを、あくまでも観光目的ですけれども、そういう場合にはホエールウォッチング、オオワシウォッチングのために、中間ラインを超えられるように働きかけをやっていくのも、一つの、これからの観光で推進していくための方法ではないかなというふうに私は思っております。

第6期総合計画で、おもてなしの心ということで、町長、主に修学旅行生のことでおっしゃっていましたが、私はやはり修学旅行もさることながら、普通の一般で観光される方々にとって、やはりもっとそういう人たちをふやしていかなければならないということ考えた場合に、もっとそれはまちづくりにも関わってくるのですけれども、町全体でどうやって観光に対しておもてなしの心を持ってやっていくのかということが、旅館とかホテルとかそういうこと以外に町でもやるべきことがあるのではないかなというふうに思っております。

それは、例えば、山からウトロ側からおりてきた観光客が時々言うのですけれども、おりてきて左側にいきなり廃墟みたいながあると。あれは何だというふうに聞かれるわけですよ。そうすると、やはりあれはすごく町にとってイメージを悪くしているなというふうに、私自身も思っておりますので、そこをやはり何とか町のほうでしなければなら

のじゃないのかなというふうに思いますが、町長その辺をちょっとどういうふうにお考えか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 高島議員おっしゃるとおり、もてなしの心ということであります。先ほど学習旅行だけで限定した形で最初に申しあげましたけれども、私は、もてなしの心というのは基本的には相手の立場に立って心温まる対応をすること、これが原点であろうというふうに思っています。したがって、これについては観光を業とする人のみならず、町民全体がこのことをしなければならぬであろうといったときに、じゃ、どういう具体的なことが出てくるのかと言いますと、例えばごみのないまちであったり、あるいは落書きのないまちであったり、訪れた観光客がこのまちを訪れて心をいやされるような状況、これをつくるのがいわゆる我々の努めであり、町長全体として心がけなければならないことであろうというふうに思っているところであります。それは結果として、まちづくり、あるいは郷土愛にもつながることであろうというふうに思うわけであります。

これが、もてなしの心ということですので、今後、私としては、この後町内におけるいろいろな各種会合、イベント等、あらゆる機会にそのことについて町民に訴え、あるいは呼びかけてまいりたいというふうに思っております。

それからもう1点。湯の沢地区の現実には、廃墟というか休業状態になっている建物がありますけれども、これについては国立公園の中における建物であるということで、先方のほうには当然取り壊しの意向もありますけれども、いろいろな事情で取り壊しに至っていないという状況があります。引き続き、このことについては先方にお話ししてまいりますけれども、これは我がまちだけでなく国立公園の中であるというようなことから、国の関係機関である環境省等々も相談しながら、今後進めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 前向きの発言をしていただきまして、私もこれからまちづくり、あるいはそのお客さんのもてなし、観光客に対しておもてなしの心ということを行政としてもやっていくのんだというお考えをいただきましたので、ちなみに標津とか中標津も最近だと思います。ここ一、二年、中標津のほうがちよっと早いですがけれども、標津のほうには各道路沿いに花を飾ったり、木を植えたりということをやっている、通りすがりの私たちにもやはり大変好印象を与えているわけですね。やはりそういう景観とか、その美観ということに配慮することというのはやはり行政主導でやっていくということが、私はそのまちづくりに対する基本的なことだと思いますので、ぜひそういうことも含めて検討していただきたいなというふうに思います。

第6期総合計画での課題は、滞在型の体験観光でございまして、今、観光船はすごく好調なのですが、じゃ、それ以外のものはどうなのかといったときに、今、修学旅行

生の受け入れということを中心にやられておりますけれども、私はやはりここで観光客を例えばもっと大幅に増を図るということであれば、提言なのですけれどもしたいなと思っております。

やはりまちのシンボルは、魚の城下町ということはずっとやられてきているわけですから、魚の城下町にふさわしいものというのは観光でいえば何なのかというふうに考えた場合に、知床で確認されている魚類は約255種類ぐらいいるわけです。やはりこれを利用しない手はないのではないのかなというふうに思いまして、我がまちにとって新しい観光の目玉するには海の水族館ということも考えられるのじゃないのかなというふうに思います。

というのは、先々月、7月7日に北見の留辺蘂町で山の水族館というのを前からその水族館はあったのですけれども、リニューアルオープンしまして1カ月で5万人のお客さんが来たのです、入館数があつたと。それは、今までは鳴かず飛ばずの、僕なんかも全然知らなかったのですけれども、20年前ぐらいにつくったのだけれども、もう一番たくさん入って年間2万人だったと。それをもうはるかに1カ月でもうすぐ倍増しちゃったわけですから、それはやはり私も見てきましたけれども、こちんまりとしてちっちゃいのですけれども、すごく見せ方がうまいつくり方をしているのです。ですから、そういうこともお金をかけない水族館だというふうには、私はホームページだとか、あとブログで見ましたら、お金をかけないですごく効果的な水族館ができたみたいで、そういうことも検討していくのがいいのではないかと。ぜひ職員で見られていない方たちは、そんな遠くないですから、ぜひ見ていただきたいというふうに考えております。

さらには、観光船ではオオワシ、オジロワシ、それからホエールウォッチングができますが、マニアの人たちはみんな知っていると思うのですけれども、やはり今、絶滅危惧種に指定されていますシマフクロウが我が町には見られるところがあります。そこは、環境省のほうは見せるということに対してちょっと敏感になっておりますが、そうじゃなくして、まず最初にシマフクロウを保護しなきゃならない。今、北海道で177羽のうち、知床半島で4割いるということです。そうすると、大体五、六十羽ですか。そののぐらになりますけれども、本当にそういう中で羅臼で見られるというのは本当に貴重なことではないかなと。それをやはり保護するために、それをまず最初に羅臼町はやって、例えばの話し、どんどん少なくなってきた。この前の知床の広報にも入っていましたけれども、温暖化になってオショロコマ、それはシマフクロウのえさですから、オショロコマが少なくなっているんじゃないかということも言われていまして、それであれば国立公園、または羅臼町のほうで、この流域は釣りを禁止にすると。河口のサケ、マスは別としてですよ。溪流釣りはもう禁止にしようというようなことをやはりやっていく必要があるんじゃないかなと。それをうたいながら環境保護とともに、羅臼の観光の一つの道があるんじゃないかなというふうに思いますので、そういうことを検討していったらどうかなというふうに思います。

また、今、羅臼町でふるさと少年探険隊をやっています。教育長から、去年は大震災で福島の子供たちを受け入れたということで、それはすごく好評だったと、みんな喜んでいたということがありますので、それを羅臼町の子供たち以外にも開放して、何とかそれを、例えば定期的にできるようにするだとか、そういうことも世界自然遺産知床を利用する一つの方法じゃないかなというふうに私思っていますので、そういうことも一つ検討メニューに加えられるのではないかなというふうに、るる申し述べましたけれども、それにはやはり第6期総合計画でもうたわれていますように、それには観光ガイドの養成というのがこの第6期総合計画の観光に施策としてあるわけですね。だから、そこをもうちょっと完備していくと。やはり人材育成を図るということをやっていく必要があるんじゃないかなと、その体制を町のほうで音頭としてやっていくべきだと思いますし、そういうことを民間に任せてもなかなか、今、ガイド羅臼でやっているのは3人しかいませんから、もうちょっと例えばそれに対して助成するだとか、高校生の子で自然が好きな子をもっと積極的に働きかけをするとか、そういうセミナーを開くとかということ町外の人たちでもいいのですよね。そういうガイドさんたちをもっと要請するような施策をぜひ打っていただきたいと思いますけれども、町長、その辺、いろいろる言いましたけれども、お答えをお願いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） るるいろいろと御提言という形でお話をいただきました。例えば、水族館の問題も、これもかつて今のざいもく岩トンネルが新しくなった段階で旧トンネルを利用して水族館云々という話もございました。海の漁業のまちであるからということの中で水族館ということも検討した経緯もありますけれども、羅臼の置かれている状況の中でどれだけの集客ができるかということも含めながら検討した結果、そこは計画としてはなっていないということでもあります。るるお話あった観光ガイドも含めながら、あるいは前段にあった花いっぱい運動も含めながら、観光の環境整備という中で行政が主導になってというお話ございましたけれども、私はこのまちづくりに当たって、当然行政としてしなければならないこと。あるいは、町民としてやっていただきたいこと。あるいは地域としてやっていただきたいこと。お互いに役割分担をしながらやっていく。これが本当のまちづくりであろうと思っています。決して町だけが先走ってどうこうということではなくて、中にはケースによってはそういう場合もありますけれども、総じて、この地域づくり、まちづくりというのは、お互いにだれのためにするのだと。我々ここに住んでいる町民の幸せのためだということを考えてときに、それはやはり個人個人、町民一人一人がどうそういう部分ができるのか、どういう明かりが担えるのか。あるいは行政が何をしなければならないのか、どうしなければならないのかということを含めながらやっていくことであろうと思っています。

観光ガイドにつきましては、町が主導ということもありますので、その辺については、その方がベターなのか、あるいは民間が主体としてやるのがベストなのかも含めなが

ら、今後検討してまいりたいというふうに思っておりますけれども、いずれにしても後段、いろいろな御提言として参考にうけたまわさせていただきますというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 今、るる述べました。それで、これからやはり総合して観光をもっと発展させようというふうに考えた場合、やはり腰を落ちつけて、もうちょっとやはりいろいろ分析だとか、町で何も動いていない状態だと、町が一つの発火点に、町民やるのにしてもきっかけを町がつくってやるとかということをやってあげないと、なかなかやりづらいというところがありますから、そこをもっと例えばそういう観光産業に携わっている人たちとコミュニケーションをとったり、いろいろなことを啓発していくとか、そういうことをやっていくには、今現在、町のあれだと水産、商工、観光課で全部兼務しているわけですね。やはりかけ持ちで少ない人数でほかの観光にかかっていられないというのが結構意見として聞きますので、そうではなくて、やはりもう一つの産業にするには観光課ということを独立したものにしていく必要があるんじゃないかなというふうに私思いますので、ぜひそういう方向でやっていただきたいなと思っておりますけれども、町長のお考えを。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 後段あったそういうことも含めながら、要請、指導云々の中で、観光課という独立した課という御提言でございますけれども、今日までいろいろな状況の中で行政の組織のスリム化ということも実施してまいりました。そういう中であって、今ここで観光課を独立して云々という考えは、私自身持っておりません。今後の課題としては当然出てくるかもしれませんが、今置かれている状況の中で職員にはこれ以上頑張ってもらっていただく面も多々ありますし、あるいは観光ということだけでとらえますと、町の行政組織の中の観光課の職員のみならず、今、いろいろな面で漁業協同組合も商工会も、当然観光協会もそうですけれども、いろいろな面でオール羅臼的なそういうことに波及してきているということが大きな、今後における観光を振興していく上での力になっているだろうと思っておりますし、ちなみに今回実施される漁火まつりも、今まで漁業協同組合と観光協会の共催であったのに加えて、さらに商工会もそこに加わるということで、名実ともに産業まつり的な意味合いになったわけでありますから、そういうことを行政としては当然、側面からバックアップしてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 町長おっしゃることは、よくわかります。少ない人数で職員も頑張っているというのは私もわかりますので、方向として羅臼町は観光に対してどうなのかといった場合に、やはりもう一つの漁業、基幹産業、90%以上それに近いかなというふうに私自身は思っておりますけれども、さらに観光というのは、まだ羅臼にとってまだまだ

その素材みたいなものはたくさんあるわけですから、考えようによっては観光客をふやすことができるし、その産業に対しての経済的なことも拡大していくんじゃないかということの意味において、もうちょっとめり張りをつけた施政というのにも必要じゃないかなということだと思います。ですから、これからもうちょっと観光に本腰を入れていただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、高島讓二君の一般質問は終わりました。

ここで、午前11時まで休憩します。11時再開します。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引きつづき、会議を開きます。

次に、6番坂本志郎君に発言を許します。

坂本君。

○6番（坂本志郎君） 通告に従い、一般質問をいたします。

私の質問は3件、三つのテーマで11項目についてです。最初に地域防災計画と防災減災事業について3点お伺いします。

この災害対策については、3月12日開催の第1回定例議会において、まちづくりの一環として質問させていただきましたが、そのときのお答えは次のとおりです。防災の基本は、自分の命はみずから守ることであり、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、自助、共助、公助、それぞれが災害対応力を高め連携することが大切である。そのため、町内会を通じた自主防災組織の強化が必要であり、町民が的確に行動し被害を最小限に食いとめるため、日ごろから町内会で地域の安全点検や防災意識の普及、啓発、防災訓練の実施など備えを行い、実際に災害が発生した際には被災者の救助、救出、情報の収集などを自主的に行うことができる、自主防災組織の体制づくりを進める。また、町として、引き続き備蓄品の整備や防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとして、備蓄品の調達は当然にも町内を優先する旨のお答えがありました。

先般、防災ハザードブックも完成し配付も完了していますが、その上で3点質問をいたします。

自主防災組織の体制強化に向けて、体制づくりを進めると言われた行政の役割と、災害発生時、被災者の救助、救出を自主的に行うとする各町内会の自主防災組織の現状と対策。防災ハザードブックは配付が完了しているが、この活用を具体化の計画。そして仕入は地元企業を優先すると言われた非常食等備蓄品の整備進捗状況、3点についてお答えください。

次に、ことし4月改正介護保険法が施行され、同時に2012年度介護報酬改定が行わ

れました。そして大多数の自治体では第5期、平成24年から26年の3年間ですが、この第5期の介護保険料は引き上げられています。北海道の第5期の第1号介護保険料、65歳以上の方ですが、この保険料は4月から平均で16.2%アップの4,630円となり、年金支給額引き下げに続きお年寄りの生活を圧迫しています。道内では8割の自治体が値上げをしました。羅臼町も介護保険料を引き上げていますが、第4期、平成21年から23年の基準月額3,750円から、第5期、平成24年から26年は基準月額4,800円とし、1カ月1,050円、率にして28%の大幅値上げになっています。その上で施行6カ月を経過し、保険料引き上げによる1号保険者への影響及び介護報酬改定による福祉事業所への影響について、どう町は認識しているか。

1号保険者の保険料引き上げで、経済的打撃が一番大きいのは何段階の層か。第1から第8段階の階層別保険料の所得に占める割合、そして低所得層の保険料独自減免及び介護保険料の所得段階設定の改善で、低所得高齢者の負担軽減を図る施策を実施できないか、4点お答えください。

次に、住まいと生活の状態変化をとらえた当町の公営住宅の住宅政策についてですが、このテーマについては6月14日開催の第2回定例会で質問させていただきましたので、重複があるかもしれませんが4点お伺いします。

まず、羅臼町の公営住宅供給の考え方、現在の町営住宅の耐震性、居住スペース、バリアフリー、水洗・浴室など住環境の水準及び老朽化の認識、そして羅臼町は住生活基本計画を策定しているか、以上をお伺いし、再質問を利用し、最初の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 坂本議員から3件の御質問をいただきました。順次お答えしてまいります。1件目の地域防災計画と防災減災事業について、3点の御質問であります。

1点目の自主防災組織の体制強化に向けての行政の役割及び現状と対策と2点目の防災ハザードブックの活用、具体化の計画については関連がございますので、あわせて答弁させていただきます。

災害はいつ発生するかわかりません。災害の規模によっては道路の寸断や崖崩れ、家屋の倒壊等による救助要請が集中し、混乱することもあります。先般、北海道太平洋沿岸部の津波浸水予測が見直しされ、浸水予測を反映したハザードブックを作成し、先般、全戸配布したところでありますが、当町の津波の最大推移は2.0メートルでありましたが、津波は自然現象で正確な予測を行うことは極めて困難であり、現在の科学では津波の発生確率や発生時期を予測することもできません。今回の想定により、大きな津波が来ることもあり得ますので、まずは町民一人一人が日ごろから災害に対する意識を持ち、対策を立てておく必要があります。

次に、このような事態が発生した場合には、それぞれの地域で共助による防災活動を展開し、お互いの命や財産を守らなければなりません。また、地域の高齢者や要援護者等の

確認や介助を行うことができるのも、身近にいる地域の方々であると思いますので、各町内会における自主防災組織の設立と強化が必要だと感じております。

各地域によっては、要援護者対応や役割、津波や崖崩れの危険箇所、施設や設備、道路状況など環境が違いますので、各町内会が主体となり、それぞれの地域に合った避難方法や経路、場所等を示した町内会避難計画を作成することが望まれております。そのためには、既に設立されている町内会の自主防災組織、9町内会の強化を図るとともに、未設立の町内会に対する働きかけと町内会避難計画作成を一体として進める必要があると感じておりますので、今回作成したハザードブックを活用しながら各町内会と連携を図っていきたいと思います。

3点目の非常食など、備蓄品の整備進捗状況についての御質問であります。

備蓄品等の整備につきましては、体を温めるものと食料等を優先的に整備する予定であり、今年度につきましては、毛布935枚、アルミのブランケット625枚、ストーブ18台、ラジオつき懐中電灯119個、非常食9,000食、水5,300本を近々発注予定であります。

次、2件目の改正介護保険制度の施行に関し、4点の御質問であります。

1点目は、施行6カ月を経過し、保険料引き上げ、いわゆる1号被保険者でありますけれども、その影響及び介護報酬改定による事業所の影響について、町の認識についての御質問であります。

1号被保険者の影響でございますが、第4期との比較いたしますと、議員御指摘のとおり28%の増となっておりますので、確かに保険料の負担はふえたと思っております。しかしながら、当町においては、本年5月に小規模特別養護老人ホームの開設がされましたので、昨年度よりは介護施設の充実とサービスの向上も図られたことから、ある程度の介護保険料アップは安心し安定的な生活を営むために当たり、現行の保険制度上、適正なものと認識しているところであります。

また、各事業所の影響につきましては、今年度より介護職員の処遇改善加算の創設により、一律1.2%増の改定が行われました。中でも介護報酬におけるサービスごとの見直しにおいては、報酬の引き上げとなったものと引き下げとなったものがございますが、訪問介護事業所、グループホーム、デイサービスの事業所においては、大まかではございますが改定前と比較し、各事業所それぞれ100万円ないし300万円ほどの減収が見込まれるとお聞きしております。しかしながら、まだ年度途中で断定できませんが、ある事業所では昨年より利用者がふえたことから、収支においては減収になっていないと聞いておりますので、各事業所の経営努力にも期待をしているところであります。

町といたしましては、減収に伴い、介護サービスの低下とならないよう介護予防に重点を置き、介護認定者の抑制と介護給付費の上昇を抑えるため、地域包括ケアの推進を図りながら介護保険制度を遵守し、円滑な運営を行ってまいります。

2点目の1号被保険者の保険料引き上げで経済的打撃が一番大きいのは何段階の層かと

の御質問であります。新設の3段階を除き、先ほども話しましたが、各層で28%の増となっておりますので、基本的には各層同等と思われます。しかしながら、個々の生活状況により一概には言えませんが、所得の多い人と少ない人では少ない人がより厳しいものと思われ、2段階の層と思います。

3点目は、第1から第8段階の階層別保険料の所得に占める割合についての御質問です。第1段階については、羅臼町では生活保護者の方だけですので割愛させていただきますが、所得については限度額での算出といたしました。第2段階では3.6%、第3段階で3.0%、第4段階で3.3%、第5段階で6.0%、第6段階では4.8%、第7段階で3.8%、第8段階で4.5%となっております。

4点目の低所得者の保険料独自減免及び介護保険料の所得段階設定の改善はできないかとの御質問であります。低所得者の独自減免につきましては、当町の介護保険料は道内及び管内と比較して突出しているほど高くはないのと、減免を行った場合に、他の保険制度及び利用料などとのバランスも考慮をしなければならず、介護保険料の低所得者のみ減免は公平性に欠けるものと思われま。

続きまして、所得段階設定の改善につきましては、基準額に対する率の変更は新たに最初から見直さなければならず、今年度行った改定作業を1から行わなければならないこと。また、多段階層も現行8段階を9段階、あるいは11段階に検討いたしました結果、高所得者のほうが多くいないため、低所得者層に反映されないことから8段階のままといたしました。したがって、低所得者の減免と所得段階の改善につきましては、平成26年までの3年間は特別な事由がなければ現行のままと考えておりますが、今後の国や道の動向に十分留意し、改定が必要と思われた場合には柔軟に対応し、適切な介護保険制度の運営を図ってまいります。

次に3件目は公営住宅について、住まいと生活の状態変化をとらえた住宅政策に関して4点の御質問であります。

1点目の羅臼町の公営住宅供給の考え方についての質問であります。

当町の町営住宅につきましては、公営住宅法にのっとり管理しております、公営住宅法第3条地方公共団体は、常にその地域内の住宅事情に留意し、低所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならないとなっております、その趣旨に従って供給を行っております。

2点目の現公営住宅の耐震性、居住スペース、バリアフリー、水洗、浴室などの住環境の水準についての質問であります。耐震性については、現行の耐震基準となっているものは、昭和56年6月の建築基準法の改正によるもので、それまでの耐震基準は中規模な地震で震度5弱程度を見据えた規定でしたが、これに加えて大規模な地震で震度6弱程度が発生した場合においても、人命に影響を及ぼすような倒壊等を防止するために規定の強化が行われました。このため、昭和56年6月を起点とし、それ以降の建物については耐震化を図る必要性があり、それ以後の建物については耐震基準が適用されており、耐震性を

有しております。この耐震基準から、当町の町営住宅で耐震性を有している戸数は106戸となっており、全体戸数270戸のうちの39%となっております。

次に、居住スペースについては、タイプ別に見ますと2DKの居間のほかに2室あるタイプで、1戸当たり面積40平米以下となっており、40平米を越す面積になりますと3DK、3LDKの居間のほかに3室あるタイプとなっております。戸数としては1戸当たり面積40平米を越すものが183戸で、全体の67%を占めております。

次に、バリアフリーについてですが、現在対応している町営住宅はありません。水洗については、平成3年度建設以降の町営住宅が水洗化されておまして、42戸となっており、全体の15%となっております。

次に、浴室についてですが、浴室は昭和51年度建設以降の町営住宅に浴室スペースがありまして、158戸で全体の58%を占めております。

次に、3点目の羅臼町は住生活基本計画、いわゆるマスタープランを策定しているかについての質問であります。現在、住生活基本計画は策定しておりませんが、今後、国から住宅行政において地域特性や住宅事情などから、住生活の安定向上に関する課題を明らかにし的確な住宅施策を進めることが求められていることから、平成25年度に作成する予定であります。また、現在ある町営住宅を対象に団地別、住棟別に修繕、改善、建てかえなどの活用方法を定め、長期的な視点及び予防保全的な観点から町営住宅の長寿命化による更新コストの削減と、事業量の平準化を図ることを目的として、公営住宅など長寿命化計画もあわせて策定する予定であります。

4点目の公営住宅の老朽化の認識についての御質問であります。構造別に耐用年数に違いがありますが、今年度で耐用年数を経過している住宅が128戸で全体の47%を占めております。その内訳として、緑町団地の昭和30年代の住宅や栄町高台団地の昭和40年代の住宅で水洗や浴室もない状況であり、当町の町営住宅には老朽化が著しい団地もあると認識しているところであります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 再質問をいたします。

初めに、地域防災に関して3点お答えありました。私は、町内会を通じた地域防災組織、これは必要であり、その強化は重要なテーマと思っています。しかし、地域防災組織の概念といいますか、その役割について考えてみると、どうも一般論の域を越えられない、具体性に欠けるように感じています。災害時には、被災者の救助、救出を自主的に行うというふうに言われますが、災害時の初期行動としては、まず自分の身を守る、これがまず第1ですね。そして、あわせて地域内の要援護者の避難を援助すると、こういう流れになるのではないかと思います。そのためには、町内会ごとに要援護者リストの作成、あるいはその方が住んでいる住居の確認、だれがその方を援助するのかという援助者の分担、そして町長もお話ししていましたが、どこへ逃げるのかという避難路、あるいは避難

先などが決定されて、そのことの地域内の理解と周知及び意思統一がされなければなりません。

その上で3点お伺いしますが、1点目は災害時の弱者対策なのですが、乳幼児、妊婦、高齢者、障害者を対象とした福祉避難所、これは前にも質問をしております。今回、防災ハザードブックに載ってくるかなと思って見させていただいたのですが、入っておりません。実際に一時避難の後、落ち着いたらば、一定の期間、避難生活が続くというふう考えたときに、おなかの大きい方だとか寝たきりの方だとか、あるいは認知の方であるとか歩けない方とか、こういう方たちが一般の健常者と同じフロアの中でというのは、これはなかなか困難です。そのために、道あるいは国も福祉避難所についての定義を決めているわけです。私は、湯ノ沢町の老人福祉センター、あるいは農林漁業実習センターですか、この辺をその候補地として検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目、津波の緊急時は、とにかく高台へ避難しなければなりません。ハザードブックは20分から23分ぐらいで2メートルぐらいのが来ますよという想定になっていますが、極端には5分後、10分後という場合もあるわけですから、避難所に逃げられないという場合もあります。その場合はすぐ横の山へ逃げなければいけないと、こういうことになるわけですが、実は地域によっては避難路が未整備です。階段もありません。各町内会ごとに必要と思われる避難路、階段の設置などを調査すべきではありませんか。

3点目、これも何度かお話ししていますが、地域の標高表示、海拔表示といいますか、新聞等でも随分報道されていますが、しっかりしたものは何十万もかかる。現在、羅臼町にはありませんが、標津町から尾岱沼、向こうへ行くと道路の両側にここは標高何メートルですという避難の注意看板があります。あれは1基20万円とか30万円とかかかるものですが、新聞報道等によりますと、もっと簡易なもので電柱に張りつけるようなものを自治体独自につくって張られている。これは、住民にとって自分の自宅周辺の標高を知るということは非常に重要です。津波の防災意識の啓発に最も有効です。釧根管内の海岸線を有する自治体で標高表示がないのは、私ちょっとはつきり調べていませんが、羅臼町だけかもしれないというふうに思っています。計画があれば示してください。

以上、3点お答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 3点の御質問をいただきました。

一時的には、いついかなる場合にどういう災害が起こるかわからないという中で、特に今、ハザードブックについては地震による津波ということ想定しているのですが、我がまちにおいては津波ばかりではないという状況の中で、特に結果として今の想定されているところでは2.0メートルということですから、そう大きな津波ではないとしながらも、まず私は地震の規模によっては山崩れが一番羅臼の場合は心配であろうというふうに思っています。したがって、地震があつたらすぐ山に逃げるということはなかなか言いづらい。とにかく安全な高いところということになってくるかというふうに思います。

そういう中であって、一時的にはとにかく逃げていただきたいと、それぞれが自分の命は自分で守ろうということに徹しなければならない。そこから次に弱者対策ということの中で、行政としても当然それはやっていかなければならないことであるというふうに思っていますが、今お話にありました福祉避難所の問題、福寿園、あるいは体験実習館等々という話がありました。今、新たな提言として受けとめさせていただきたいというふうに思っています。それで今、福祉避難所、弱者対策という中で、いま一度、今ハザードブックができた中で、この部分についてさらにまた追加というか、検討していかなければならないことであろうというふうに思っています。ハザードブックに追加する、しないの問題ではなくて、検討しなければならないことであろうというふうに思っているところでございますので、坂本議員の御提言として、まず受けとめさせていただきます。

それから、逃げる場所の調査というか、これについては今までも町内会長さん方に事あるごとにお願ひもしているところでありまして、その町内によってはいろいろと実地的どこにということをお互いに確認し合っている町内会もあるようでありますけれども、いま一度、行政としても各町内会に、さらにこの辺について呼びかけてまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから海拔表示、標高の表示でありますけれども、これについても前にも御指摘ありましたし、表示板もかなり金額的なこともさることながら、羅臼はほとんどないという状況の中で、実は開発建設部のほうにお願いしまして、今、羅臼の町内これを順次やっていただけるというふうになってございますので、もう少し時間がかかるかもしれませんが、それぞれ標高表示は整備されていくということになってございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） ぜひ、そのように進めていただきたいというふうに思います。時間もかかるし、コストもかかりますので。ただ、これは計画をして、きちんと段階的にやっていくということが大事だろうと。

防災ハザードブックについて何点か質問をさせていただきますが、町長、先ほど言いました、2メートルだというふうには書いてあるけれども、実はどんなことが起きるかわからないと。今、津波に関してお話し中心にしますが、正確な予測は困難と。まさにおっしゃるとおりなのです。そういう意味では、ハザードブック下のほうに1行、あくまでもこれは道の予測です。実際はどれほど大きいのが来るのかわかりませんという注意事項は書いてあるのですが、どうもちょっと私、最初に見た印象では2メートルが強調されすぎていて、2メートルぐらいなら大したことないやという逆の印象を与える可能性があるものですから、そういう意味ではハザードブックの活用について、先ほど町長も触れていましたけれども、町内会ごとにハザードブックを見ながら、やはり学習会というか、啓蒙活動の一環として、これから計画的にやられたらよろしいのではないかなというふうに思っています。

次に、非常食、災害の関係です。毛布935枚から始まって水5,300本を近々発注する予定だということなのですが、発注先の関係です。前回お伺いしたときに、地元のもののは地元で発注するのですかと聞いたら、あるものは発注するののかというお話聞いたら、当然ですというお答えでした。それに間違いありませんか。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 災害物資の供給を町内の業者に発注するののかということの確かめでございますけれども、すべての物品、用意できるものというふうに考えておりますので、町内業者をして発注をしてみたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 地域の産業振興ということもございますので、地域にあるものは地域の業者を通じて100%確保すると。ぜひその方向で進めていただきたいと思えます。

次、介護保険制度の施行に関して4点お答えがありました。保険料引き上げと介護報酬改定による影響認識ですが、町長も負担がふえたという認識をしているということですね。それは私と全く同じですから結構です。ただし、その理由として、介護施設が充実したので適正な判断だと、こういうことなのですが、この辺に関してちょっと何点かあるのですが、あわせて事業所との関係です。プラスになった分とマイナスになった部分があると。プラスマイナスでどうなのだということなのですが、減収が見込まれる等の話もあるけれども、企業努力で云々という話もある。民間ですから、企業努力するのは当然のことです。

私は、羅臼町も含めて、釧路も知っている福祉事業所ありますから聞きました。そうしましたら、この介護報酬改定の関係ですね、サービス時間区分の変更で平均で大体12%近い報酬引き下げがこの分野であったということで、町長もそう認識していました、先ほど。営業に影響を与えていることは間違いありません。だからどうなのだということなのですが、要するに、今回の介護保険制度の施行に関しては、この仕組みの問題なのですが、先ほど町長の話にもありました、上がったけれども介護施設が充実してくれば当然のこと、確かにそういうことはあるのですが、介護保険制度の仕組みそのものなのですが、介護サービス利用がふえれば保険料が比例して上がっていくという、今回の4月に施行された介護保険制度は給付と負担の連動が特徴なのです。

これをどうしたらいいのだということなのですが、先ほど負担の関係で羅臼町8段階に分けていますけれども、どこが一番大変なのだというお話聞きましたら、町長いろいろお話された結論としては第2段階のところではないかなと、こういうお話でした。第2段階というのは一体何なのだということなのですが、実は当町では1号被保険者65歳以上の介護保険料を支払っている方は合計で1,415名います。このうち、この第2段階は316名で22.3%、この316名も二つに分かれていまして、特別徴収と普通徴収とこうなるのですが、要するに年金が月1万5,000円未満の方が38名いらっしゃ

る。ここのところがやはり、第2段階のところが一番負担が大きいことは、これはもう当たり前の真ん中、一番大変なところなのです。この方たちのところについて、低所得ということですから、減免についてどうかというお話ししましたが、なかなか大変だということなのですが、今申し上げましたように、介護サービスの利用がふえれば保険料、利用料が上がるというこの根本矛盾はどうなのでしょう、大体限界に来ているような気がします。そうすると、自治体として、高齢者の一番大変なところに対する負担の軽減策というのはどうしても必要になってくるのであろうというふうに思うわけですが、先ほど町長、公平という言葉を使われましたが、公平というのはどういう意味、偏らなくて平等なことと辞書を引くとそういうふうに出てくるのです。

この8段階の中で、第2段階の所得の占める割合は3.6%ということですが、実はここが一番負担が大きいということ言えば、介護保険料の額そのもの、保険料の金額そのもの、ここの第2段階のところが一番厳しくなるということは、ここはちょっと公平ではないというふうに私は認識をしています。介護保険料については、今申し上げましたように3年ごとの見直しですが、これからまた福祉施設が充実をする、高齢化が進むことによって利用料がふえていきますから、そうすると必然的にまたこの介護保険料が際限なく上がっていくという、この根本矛盾をどういうふうにして解決していくのか。これからまた継続して議論をしていきたいというふうに思います。

次に、公営住宅、町営住宅に関して4点お答えがありました。

羅臼町には、現在、峯浜地区から岬地区まで270戸の町営住宅があります。うち233戸は入居をしております、空き戸数は37戸です。町営住宅の供給の考え方、現在の住環境の水準といろいろお答えをいただきました。公営住宅供給の考え方について、町長先ほど公営住宅法によるのだということでしたが、この公営住宅法のことをおっしゃっていると思うのですが、この第1条はこういうふう書いてあるのです。公営住宅は、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な、安い家賃で賃貸すると定めています。あわせて、羅臼町の町営住宅は、この町営住宅法に基づいているわけですが、羅臼町の町営住宅設置及び管理条例には、第1条目的として、この条例は公営住宅法に基づくのだということ。そして、第3条に設置の目的として、町営住宅は住宅に困窮する低額所得者の居住の安定と居住水準の向上のために設置するというふうに定めています。

実は、先月8月8日に私が所属する総務民生常任委員会で何カ所か、栄町高台、緑町、礼文町、麻布町、それぞれ担当課の職員と入居していない部屋を見させていただきました。町長も直近に視察されたというふうにお聞きしております。先ほどお答えもありましたけれども、視察された感想をちょっと一言だけお答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 公営住宅すべて270戸見たわけではありませんけれども、年度別に、あるいは団地別という中で視察というか見てまいりました。その結果、建てた

当初は、それはそれなりの状況であったと思いますけれども、今時間が経過する中で、非常にある意味老朽化、あるいはふる場もない、あるいは水洗にもなっていないということからいきますと、決して快適な状況でないということは素直にそういう感じをいたしたところでありまして、今後に向けての話もきっとあるのかもしれませんが、それはそれなりにまたお答えしてまいりますけれども、将来的にもこのままというわけにはいかないという実感だけはしてまいりました。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 町営住宅の現状をありていに見ると、お答えもありましたけれども、270戸中トイレ水洗化率は、私、調べたら16%、町長の先ほどのお答えは15%ということでしたが約42戸、浴室なしが112戸あって41.4%、約5割、半数がお風呂がないという状況。その老朽化の関係で見ると、礼文町には比較的新しい住宅はもちろんあるのです。ただし、昭和38年、39年時建てられた住宅30戸、その他、古いな、老朽化だというのは、町長のお答えだと128戸で、約5割が老朽化だという御認識だということで、私と全く一致をしています。

また、この入居者の高齢化が非常に進んでいるという状況の中で、これは当町だけではなくて全国的に高齢化、あるいは貧困、低所得化というか、進む中、当然我が町も例外ではありません。その意味において、当町においては、公営住宅の建てかえ、リフォーム、これも先ほど町長計画的にやるということでしたが、この公営住宅供給のあり方について、急いで総合的に計画すべきというふうに私考えていました。町長、先ほどそれを計画をするということでしたので、そのことについて他言は要しませんけれども、国も全国的にそういう公営住宅、あるいは公団が老朽化をしているという現状がありまして、国の住生活基本計画全国計画というのが10年計画で実施に移されています。その中には、住宅困窮者が多様化する中で、住生活分野において憲法25条の趣旨が具体化されるよう地方公共団体は、この地方公共団体とは羅臼町の自治体のことを言います、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため、公営住宅の供給を行わなければならないというふうになっている。憲法25条というのは、御存じのように、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利です。住宅セーフネットという言葉は初めて使いましたが、これはバリアフリーの関係ですよ。高齢化、あるいは貧困化が進む中で、公的住宅を柱とした住宅の確保と居住の安定というものを、この住宅のセーフネット化ということをするのですが、これを進めなければならないというふうに国が指導をしているわけです。

町長、先ほどお答えがありました。基本計画については未策定であるが、平成25年度に向けて策定をするのだということですので、少しでも早くというふうに思いますが、この基本計画を早急につくることがまず一番大事なことであります。そして、策定するとのお答えもありましたけれども、羅臼町には当然のごとくさまざま課題が山積をしております。先ほど申し上げた憲法25条の趣旨に沿った、この住宅セーフネットの確立を図っていただきたい。このことを最後に申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（村山修一君） これで、坂本志郎君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため1時まで休憩します。1時再開します。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番高村和史君に許します。

○4番（高村和史君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、観光地の環境整備と観光客誘致の提言、役場職員の身分や定数、給料等、また削減問題など取り上げて、いわゆる町民に理解のできる、町民がわかる、そういう職員がどうあるべきかと。また、職員の給与体系がどうあるか、ここでひとつ整理をしたいなと、このように理事者の答弁も的確な答えで、私もわかるような、そういう整理した中で答弁をいただきたい、このように思っております。大体大枠で、この2点についての質問でございます。

まずは、観光地の環境整備と観光客誘致の提言として、これは提言とさせていただくのは、今、御存じのとおりえとぴりかという船が、これは北方領土の対策の中でやっていらっしゃる墓参の目的と、ビザなしが目的でございます。我が町は眼下に国後と見渡すことができる羅臼国後展望等々があります。この施設は、独立行政法人北方領土問題対策協会、通称北対協が北方領土の関係資料を展示する啓発施設として設置・運営しております。根室管内には、同様の施設として、根室市納沙布岬の北方館、別海町白鳥台の別海北方展望塔があります。北方領土問題の教育啓発も、当町が発信する観光を通じた教育として重要ではないかなと、このように思います。

例えば、さきに就航した1,100トン級のビザなし新造船のえとぴりかの長期チャーター契約、これは14年間で行っている北対協とタイアップして、これらの啓発施設とリンクし、えとぴりかを利用した啓発観光など、北方領土隣接地域の事業として行うことを羅臼町として発信ができないのか。そしてまた、このえとぴりかのことは、回答によってはまた再質問でやらせていただきますけれども、墓参とそしてまた日ソの友好のいわゆるビザなしのほうで、あいている期間を利用した中で、根室発、また羅臼発というような感覚の中で、このえとぴりかの利用をできないかと。そのような発信が、当町として教育を交えた中の観光教育、観光経営という観点から質問をさせていただきます。

続きまして、羅臼町内の観光施設の中で、スポットとして、例えば自転車、サイクリングによる北海道一周のホームページで訪れたい場所の中に、知床峠、熊の湯、しおかぜ公園、マッカウス洞窟、クジラの見える丘等々がございます。また、熊石、セセキ温泉、相泊温泉、羅臼国後展望塔、純の番屋、また幌萌のオンコ公園などが紹介されております。

地元にいると、なかなか自分たちがその観光PRのスポットとして言われたときに、なかなか出てこないのが、いわゆるサイクリング、自転車サイクリング、そういう方々に、かなり全国的にそういうスポット紹介をしてもらっていることは皆さん御存じだと思うのですが、そこで私、提案したいのは、シーニックバイウェイ北海道というこの取り組みがあるのです。これは、地域に暮らす人や企業が主体となっております。企業や行政が手をつないで、個性的で活力ある地域づくり、魅力あふれる観光の地域づくりを目指す取り組みでございます。地域をただ通過するだけではなく、通過地点の周辺地の情報もきちんと提供し、そこに足を運んでもらうというその活動がシーニックバイウェイ北海道の活動でございます。

ことし2月現在の道内ルートでは12カ所が制定されているわけでございます。羅臼町の近くでは、そのうち釧路湿原、阿寒、摩周シーニックバイウェイがあり、中標津までがそのルートになっております。また、峠を越えますが、東オホーツクシーニックバイウェイは斜里町までがそのルートに入っております。ちょうど羅臼だけが、この二つのルートの狭間として抜けた感じになっているわけでございます。ここら辺も以前から観光行政の中で、このシーニックバイウェイというのは、こういうものの提唱が我が町にはなかったのか、それとも、わかってはいたけれどもなかなか乗りおくれってしまった、そういうようなこともちょっと後から答弁をいただきたいと思っておりますけれども、当町の本当の観光を考えると、地元の観光の、いわゆる先ほど町長の同僚議員の答弁にありました、自分たちのできる、また企業ができる、そういうものを発信する場所がなかなか個人的の情報というのは限りがあります。そういう中では、この観光の取り組みというのは、もうちょっと大きなランドデザインの中にやっていかれるのもいいかなと。当町として、ぜひこのシーニックバイウェイを加えてもらう取り組みをすることも検討していただきたいと思っております。町長の考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

次に、役場職員の身分や定数、給与をどうあるべきなのかについて、ちょっと質問をさせていただきます。

過去いろいろな形で役場職員の給与等が問われております。役場職員が果たすべき役割の大半は、日常業務にあります。私たち住民のための福祉の維持と向上を目指しております。法律や条例で決められていることを行政として行う、議会が決めた予算に伴う事業や活動を公平・公正の観点から執行をするなど、そういう仕事を補っております。景気が悪くなったときなどは、ともすれば公務員に対し、親方日の丸、身分が保障されている役場職員の数が多過ぎる、賃金が高いなど、ちまたでは言われていることに対して、じゃ、本当にどうなのか。それでは、我が町の役場職員の身分や定数、給料はどうあるべきなのかということについて、いま一度、冷静に考えるべきだと私は思います。私は、我が町の役場職員は、私たち住民にとって最大の人的な財産であるという視点に立って理事者の考え方をお伺いしたいと思います。

初めに、地方公務員の身分は本当に保障され、安定しているのか、この観点のちょっと

質問をさせていただきます。地方公務員については、地方公務員法という法律が基本的な法律となっております。確かに同法の27条第2項では、同法または条例で定める事由に該当しなければ、降任、免職、休職、減給などの処分を受けないとされておりますけれども、第3条では、同法で受けないとされています、同法で定める事由に該当しなければ懲戒処分を受けないとされている。ただし、一方では、同法28条では、勤務成績が不良の場合や職的的確性を欠く場合、心身の故障、職制もしくは定数の改廃、予算の減少による職の廃止、過員を生じた場合には、降任または免職もできるという旨の記載がされております。実際に財政再建団体に陥った夕張では、希望退職募集も含めた職員数は半分となりました。同時に、住民負担もあらゆる面で増加したと聞いております。また、民間の多くの企業と違い、公務員には失業保険もありません。免職になれば、当然ながら退職金もありません。場合によっては、共済年金も支給されないということでございます。

そういう意味では、私は地方公務員の身分は、とりわけ安定しているわけではないと考えますが、そしてまた同時に、我が町の職員の身分が不安定になるときは、町の財政も不安定になります。その究極は、財政再建団体への転落ということも示唆されます。そのときは町民負担も最大となり、本当に最低限の住民サービスしか提供できない自治体になってしまうということは、大変町民に対しても厳しい判断をゆだねることになるかと思えます。ただ、職員の給料が高いとか安いとかというその観点ではなく、町民にいかに職員がどう対応し、町民がきちんと職員に対して理解してもらえるような、そういうことではないかなど。賃金の高い安いは、私また別にいろいろなデータの中でお話しさせていただきますけれども、まず高い安いの議論より住民にどう接するか、住民がどう理解してもらっているか、そこら辺の観点の質問をさせていただきます。この件に関して、私の考えは間違っているかもしれませんが、町長の考え方をお聞かせ願いたいと思えます。

次の質問です。

今、当町が行われております町職員の人件費の算出について、町長の見解をお伺いさせていただきます。

次の質問ですけれども、4月にいただいた町の資料によると、平成24年度の人件比率は管内1市4町で羅臼町が24.6%と、管内では一番高い数値を示しておりました。当町と同規模の人口を有するほかの自治体と比較して、同町の職員数の規模についてどう考えて、これからまたどういうふうに考えていくのか。また、職員数の規模について、これからのビジョンがあったら町長の考え方をお示してください。

また、平均賃金は、これから年度が違い、独自削減の影響かと思えます。私が言っているのは、過去のデータに基づいて、この羅臼の賃金が安いというのは、これは過去年度が違いますけれども独自削減の影響で羅臼町の給料はそんなに高いレベルではないということを行っているのです。1市4町では、当町が最低でございます。決して当町の職員数や給料水準は高くないと私は考えますが、また町長の考えも、これもお聞かせをいただきたいなど、このように思います。

以上、今回は観光地の環境整備と観光客誘致、また役場職員の身分、定数、給与等どうあるべきか。これから今後のそういう問題の課題、テーマを入れまして、ひとつ御回答をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 高村議員から2件の御質問をいただきました。

まず、1件目の観光地の環境整備と観光客の誘致の提言について2点の御質問であります。

まず、1点目のビザなし新造船えとびりかを活用した北方領土問題啓発観光事業の可能性についてでございますが、ビザなし交流船えとびりかについては、これまで元島民や関係団体、北隣協、いわゆる北方領土隣接域協議会等が長年にわたり新造船の建設を要望してきた結果、本年度から就航したものであります。また、北方領土問題の教育啓発活動につきましても、北隣協と連携し、北方領土を目で見る運動、修学旅行誘致事業の強化を内閣府等に対し要望してきた結果、内閣府からの委嘱事業予算も約3倍の増額となり、補助メニューについても元島民による語り部などに対する謝礼金、洋上視察経費等に加え、新たに宿泊経費の一部補助、バスなど移動経費や体験学習に係る経費の一部補助も加わり、当町における学習旅行の誘致も増加している傾向にあります。

あわせて、北方領土問題対策協会と北方領土都道府県民会議が内閣府の支援を受け、本年度から2カ年の予定で実施している青少年等現地視察等支援事業では、全国の六つの県民会議が既に当町を訪れ視察研修を実施しております。

新造船えとびりかは、あくまでも主たる目的がビザなし交流や自由訪問などであり、年間25回前後の運行条件にあるとともに、出港準備や寄港後の後かたづけ、定期点検のためのドック入りなどを考えると、実際に活用できる期間は限定されたものになると考えております。しかしながら、北方領土学習を通じた学習旅行の誘致や各関係団体の視察等の際にえとびりかを活用することは有効な手段であると考えておりますことから、今後は根室羅臼間の運行の可能性も含め、北隣協と協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

2点目は、道をきっかけに企業や地域住民の方々と行政が連携し、景観を初めとした地域資源の保全、改善の取り組みを進めることにより、美しい環境づくり、魅力ある観光空間づくりを図る目的としたシーニックバイウェイに加えてもらう取り組みを検討すべきとの御提言、御質問であります。

近年、レンタカーを利用した観光形態が増加している北海道で、2003年に先行的に二つのモデルルートを実施し、2005年にはシーニックバイウェイ北海道推進協議会が設置され、現在9ルートが指定されております。近隣では、先ほど議員のお話にもありましたように、一つとして、釧路湿原、阿寒、摩周、シーニックバイウェイ、二つ目として、東オホーツクシーニックバイウェイの二つのルートがあり、一つ目のルートは釧路湿原エリア、阿寒湖エリア、弟子屈エリア、中標津エリアの4つのエリアから構成され、

7市町村が参加し、当町が関係する道路としては国道272号がルートに含まれております。また、二つ目のルートは網走市から斜里町まで6市町で構成され、当町との関係道路としましては国道334号がルートに含まれております。両ルートとも、当町と深くかわりがある路線が含まれていることから、近隣の中標津町及び斜里町に現在の活動状況を確認しておりますが、民間団体による清掃活動等が主な内容となっております。近隣の今後の推移を見ながら当町は当町で、当面は当町で現在行われている道路清掃活動や空き缶などのポイ捨てをなくする運動を充実させ、美しい環境づくり、魅力ある観光空間づくりを推進してまいります。

2件目は、役場職員の身分や定数、給与について4点の御質問であります。

1点目の地方公務員の身分保障についてであります。地方公務員の職や任免、服務、労働関係、身分の取り扱いなどは地方公務員法の規定に基づき当条例を定め適用しておりますが、身分保障につきましては、地方公務員法第27条の分限及び懲戒の基準で定める事由に該当しない限り、降任、免職、休職、降級の懲戒処分を受けることがないとされております。しかし、同法第28条では、職員の降任、免職に関する基準が定められております。主な内容としては、一つ目としては勤務成績がよくない場合、二つ目、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合、三つ目は職制、もしくは定数の改廃、または予算の減少により廃職または過員を生じた場合については、職員の意に反して降任、または免職することができることとなっております。先ほど議員おっしゃるとおりであります。つまり、成績が悪かったり、的確性がなかったり、定数や予算が減少した場合は降任や免職が認められているものであります。

近年、財政状況が厳しい中、職員の定数の削減など行財政改革を進める自治体も多くありますが、民間に比べ地方公務員の待遇については、周りから見ると恵まれていると映っていることはあると思っております。

二つ目の人件費の算出についての考え方ではありますが、地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、公共の福祉を守るため労働基本権が制限されております。そのため、給与や勤務時間などの勤務条件については条例で定められておりますが、企業制度を改定する場合には人事委員会が設置されていない市町村につきましては、国の人事院勧告を尊重し、給与等の改定を行っております。当町におきましては、これまでも人事院勧告に準じて進めてきており、今後も人事院勧告を尊重していくべきだと考えております。

なお、人事院が勧告を行う場合、公務員の給与と民間従業員の給与等を比較するため、民間企業実態調査を実施しており、例年、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の全国の民間事業所約5万200事業所から抽出した約1万1,100事業所を対象に民間企業の実態調査を実施し、さらに民間企業における給与改定の状況等の調査を行った資料に基づいて給与勧告を行っております。

3点目の当町の同規模の人口を有する他の自治体と比較した当町の職員数の規模と、4

点目の当町の職員数や企業水準については関連がございますので、まとめて答弁させていただきます。

職員定数につきましては、毎年、総務省で全国のすべての市町村を対象に、人口と産業構造の二つの要素を基準として職員数を比較した調査を実施しておりますが、平成23年4月1日現在の調査によりますと、当町と同じグループに属している市町村は全国で114町村、北海道内には40町村があります。これを人口1万人当たりの職員数で算出して比較しますと、北海道内40町村中、少ない町村では104.38人、多い町村では250.57人、当町は168.49人で中間に位置しておりますが、これはあくまでも参考的な数値であり、同じグループに属してしても都市部に近い町村は福祉施設やスポーツ施設、あるいは文化施設など、住民サービス機能を都市の機能をもって対応していたり、民間活力を利用することも可能となるため、地域性によって状況が違うものと判断しております。また、最近の職員数については、退職者の不補充等もあり年々減少している実態にあります。一方で、地方分権が進む中、仕事量がふえてきておりますので、職員の採用や定数管理等を計画的に実施する必要があると考えております。

職員の給料水準の考え方につきましては、先ほど述べたとおり、基本的な考え方としては、地方公務員としては人事院勧告を尊重し進めるべきだと考えておりますので、本年第1回定例会において職員の給料の特例に関する条例を廃止する条例を議決いただき、本年4月から本来職員が受けるべき給与水準に戻すことができましたが、町の財政状況は依然厳しい状況が続いておりますので、今後も財政状況の推移を見ながら職員の理解をいただき、対応をしていきたいと考えております。

また、直近3年間のラスパイレス指数は平成21年度が88.8%、22年度が91.6%、23年度が96.2%と国家公務員の給与水準を下回ってはおりますが、今後さらに上昇することが見込まれますので抑制措置が必要とも考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） 大変、御丁寧に答弁いただきました。

きょうは、本当はちょっと時間的な要素もありまして、町長とこの一般質問の一問一答をフルに生かした中で私は討議を交わしたいと思って、いろいろ私なりの勉強をさせていただきます。これは、今、観光のほうをやってから、またそこら辺の一問一答を利用した中で、きちんと問答したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、北方のえとぴりかの話なのですけれども、これは町長、前向きに進めているということで私も安心いたしました。これは、えとぴりかはあれですよ、いろいろな面で平成24年度は北方領土青少年洋上セミナー、これは千島連盟のほう。北方領土青少年と現地視察等、結構いろいろな面でこういう目的を遂行しているのです。ですから、今、私が提唱しているえとぴりかは大体84人ぐらい乗れますから、学習用のためにも観光客のためにも84人乗りは満席になって150人ぐらい行ったり来たりできる。不定期でもいい

から、そういう観光の起爆剤になればよいかなど。

私が提言する前にちょっと資料を出したのですけれども、第179回の臨時国会で衆議院の沖縄・北方特別委員会で伊東良孝さん、7区の先生が、えとぴりかに対して利用活用を、当時の文科大臣に聞いたら、それは交流以外事業の使える期間は結構あるのではないかと、これは前向きに進めてみたいという大臣答弁もありましたよね。そのためにも、ひとつこの事業を邁進するようお願いしたいと思います。

そしてまた、同船のこのえとぴりかの船は、政府の委託を受けて東京の海運業マリンアドベンチャーがいわゆる建造したということで、この船のあれは、ビザなし交流の実施団体を代表した北方領土問題対策協会、いわゆる北対協が14年間のチャーター契約を結んでいるということで、このことに私ちょっと、ではどこに、この船会社と直接やるのかとちょっと疑問があったものですから、先日、内閣府の北方対策本部の参事官吉住さんにちょっとお電話させていただきました。羅臼町の、私の発信なのですけれども、何とんでもこのえとぴりかを国民の税金で使っている今、北方領土の全国的・世界的にこの視野の中で、ぜひとも、この私の今話している根室から知床岬の国後の見える最高の海峡はこの場所しかないのです。1,100トンの船が入港しても、今のところ標津は無理かな、羅臼はまだできます、根室もできます。そういう中で、町長ひとつ進めていただくように提言をしたいと思います。

それから、シーニックバイウェイの話をしていましたけれども、町長の話を知っていると、何かこの事業は羅臼も入っているようなふうにお聞きをしたのですけれども、私が調べたところは9ではないのです。今このシーニックバイウェイは9件ではなく、全体は6件だと私は把握したのですけれども、私は思うのですけれども、私の認識違いだったら大変申しわけないと思うのですけれども、今、町長は9ルートでシーニックバイウェイは、函館、大沼、噴火湾ルート、支笏湖ルート、それから大雪、富良野ルートと限られているこの六つのルートだと思いますけれども、町長、これはあれですね、羅臼も私はこのシーニックバイウェイ北海道に登録運動をさせていただくことによって、今抱えている観光客誘致は一つとして、すぐというわけにはいかないけれども、大きく広がりを見せるのかなと。これはひとつ町長、提言としてお聞き願うとともに実行に移していただきたい、このように思っております。

私はなぜ、今この観光地の環境整備と観光客誘致の提言をなさるといいますと、今、我が町は本当に基盤産業である水産が大変な局面を迎えております。この件について、理事者も私も共通した認識と考えております。現状の厳しさは年を追うごとに痛感しております。漁業者関連する職種の方々が経営できなく、断腸の思いで廃業を決断しなければならない不測の事態を生じております。私は、廃業し職場を失った方に、町として観光事業に職を求めていただくような政策をぜひ打ち出していきたい。本当にこれは心から私もお願いしたいことだと思います。そうする展開によっては、少しでも町外の流出の歯どめとなることも考えられます。そしてまた、町財政の好転にも結びつくのではないかと思います。

ます。そういう思いからこの質問をさせていただいておりますので、ここは町長の考え方を
お示してください。

時間ありませんので、三つ一緒に提案しますけれども聞いてください。

観光地の観光客誘致、また環境整備等は我が町だけの取り組みも大変大事なことです
けれども、今この北海道、日本国じゅうでもなかなか観光スポット単調で観光誘致などは大
変難しい状態になっております。そこで提案でございます。これは今も行っていると思
いますけれども、道の取り組みはそうですね、複数の地域と市町村の連携を密にすること、
そういうところで情報提供の交換、観光地独自の課題、ここら辺も情報を先取りする、ま
た情報を提供する、お互いに助け合った観光基盤をこれから考えていかなければいけな
いかなど。ちょっと一言でいいですから、あれだったらお答えください。

さらにまた、最後に観光の問題では、大きくくりでやっていますけれども、あと世界自然
遺産、知床国立公園等の管理、または環境整備を含めた世界自然の環境特区というのが知
床自然遺産特区というか、今、国ではその特区のことはかなり前向きに考えているよう
でございます。特区可能になれば、いろいろな事項の変革も可能と聞いております。また、
それに伴う支援策もあると思います。長所、短所の部分はあると思いますが、よく精査を
していただき、観光特区がいいのか、知床特区がいいのか、自然遺産特区がいいのか、そ
ういう申請をすることもよいかと思います。これも先細っている羅臼の産業形態、また
観光にも、これも一躍起爆剤になればよいかなど、このようにも思っております。そう
いうことによって、今、我が町に欠けている観光地にふさわしくないトイレや街灯、案内
板、観光客の受け入れ体制が十分とは言えないと指しております。ここら辺もそういう新
しい町の発信も、対外的な発信の中で皆さんの国や道の協力もいただければ、一気に環
境整備もできる、こういう提案も急務ではないかなと思います。

以上で、観光に関する質問は終わらせていただきます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） それでは順次お答えしたいと思いますけれども、5点ほどあ
ったと思います。もし答弁漏れがあるとすれば、御指摘いただきたいと思いますが。

まず1点目のえとびりかの活用の関係につきましては、先ほど答弁申し上げましたよう
に、今月いっぱい恐らくビザなしの関係で活用しているということでもありますので、この
後、どのような段階でドック入りするかわかりませんが、この船自体は冬の流氷の中
ではちょっと航行できないような船になっておりますので、そういたしますと、ある程
度期間が限定されているという中で、先ほど申し上げましたように、できることでは
羅臼までそういう形でもって来年以降に向けて活用できないか、今後協議してまいり
たいと、関係機関と相談もしてまいりたいと思っております。

それからシーニックバイウェイの関係、訂正させていただきます。高村議員御指摘のと
おり、実際には細かく分けますと、一つのエリアをまとめてしまうと9になるのですけ
れども、細かく言いますと12指定されてございまして、1が候補地となっておりますの

で12ルートということで訂正させていただきたいというふうに思っています。ただ、このことにつきましては、先ほど申し上げましたように、272号の国道と334号の国道がうちに関係しているということであって、決してシーニックバイウェイにうちが加盟しているということをごさいます。ここをはっきりさせておいた上で、以前にこの話が開発局のほうから、国のほうからありました。羅臼もこの334号、シーニックバイウェイということでもってどうですかという打診があったのは確かであります。そのときに、四、五年前になると思うのですが、私が申し上げたのは、まだまだこの羅臼、334号、羅臼と標津の間、基本的にやっていたかなければならないことはたくさんあると。特に災害に強い道路づくり、あるいはグレードアップと、まずその基本的な部分の基盤整備がまず先でしょうと。それをやってもらった上で、次のそういうほかのやっているところとつないでいければいいなということでありましたので、今、高村議員から御意見がありましたので、今後に向けてこの基盤整備ということはある程度スケジュールに載ってまいりましたので、そこを見据えながらこのことについては検討をしてみたいと思っております。

それから次に、観光の関係でありますけれども、3月の執行方針で申し上げましたように、我がまちの人口の減少も踏まえながら、あるいは観光客の誘致ということも含めながら、交流人口をふやしたいという中で今取り組んでいるところでありまして、この一環として、先ほど申し上げました修学旅行の学習のことも、これはありでありますけれども、そのほかに加えて、管内的にはいろいろなそういう、今、旅行会社、あるいは空港会社も含めた中でそういう協議会も今できておりますので、そういうところも活用しながら我がまちの観光振興ということを進めてまいりたいというふうに思っております。4点目とも関連いたしますけれども、広域観光という面では、今、知床観光圏といいまして羅臼と斜里町と清里町と標津町と、この4町で知床観光圏ということでお互いに広域的なそういう観光連携、情報共有と、あるいは状況によっては事業展開ということをしているわけでありまして、加えて根観連、要するに根室観光連盟という中でもいろいろな取り組みをしているところでありますが、このことを観光に関しては、特に最近の旅行客の動向を見ますと、その1町村の中ですべてが満足することではなくて、泊まりあるいは外食、あるいはほかの体験をする、あるいは何かを見学すると、それぞれのところにスポットなりがあるわけでありまして、そういう面ではやはり今後もこの広域観光という中で、先ほどもお話し出ておりましたように、特に羅臼は今、観光船によるホエールウォッチングが非常に大きな注目を浴びているということでもありますから、そのことを特色を生かしながら進めていきたいと思っております。

また、世界自然遺産の関係、5点目でありますけれども、環境特区構想という御提言をいただきました。これについては、今まで特区構想というところまでは検討しているわけではございません。今後、このことについては、今、行政同士では斜里町との協議会、そういう共通したことをお互いに1年間に何回か集まって協議しようという場面もありま

す。加えて、環境省であるとか林野庁であるとか等々の関係機関が集まる知床世界遺産に係るいろいろな組織もございます。そういう中でこの話題も、正式な議題とはなりません、話題としていろいろとしていきたいなど。その中でそういう方向がある程度見えるとするならば検討していく必要があるだろうと、思っているところでもありますけれども、現況の時点ではその辺にしておきたいというふうに思っているところでもございます。

また、案内看板等のことにつきましては、確かに不足している部分がありますし、特に私が思うのは予告看板が非常にうちの場合は少ない。何キロ行ったら何があるという、そういう予告看板が少ないなというような気はしております。そこにある看板はあっても、そこに行って初めてそこに何があるかということを知ること、あらかじめ予測できる看板が少ないなということもございますので、その辺も含めながら今後、観光施設の整備の中で進めていかなければならないことであろうと、思っているところでもございます。

もし答弁漏れがありましたら、また御指摘いただければと思います。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） 前向きに御答弁いただきまして、答弁というのは空答弁は私要りませんので、ぜひ邁進して町民がよくなるように進んでいきたい。

あと、私の持ち時間15分、大体、人件費に30分ぐらい時間を使おうと思ったのですが、私のほうの質問は簡略にします。町長も簡略でいいです。ただし、簡略でもわからない答弁は困ります。ひとつお願いいたします。

まず、先ほどから言っています職員の人件費についてですけれども、人件費はこの一時的な退職金等も含まれておりますよね。単純化して考えた場合は、職員数の総数と支払われている給料の総数を掛け合わせたものですね。職員が100名で平均月額給与が30万円、手当が年間4カ月、仮に計算した場合は100人掛ける30万円の16カ月で単純に4億8,000万円という数字になります。これが、では、職員が多いよと、もしくはそういう声、町長も行政上は仕方がないなど。職員数が80人でやった場合、給料が1割、仕事量もふえますから高くした場合、これはB案として私は提案しているのですが、80人を1割ですから33万円掛ける16で4億2,240万円となります。極端なものをわかりやすく言うと、B案のほうが12%人件費が安い計算になりますよね。

ですから、人件費はただ高い安い議論より、いかに町民に負担、また行政サービスができるかという部分で、私は今この計算出しているのですけれども、私が今申し上げた人件費を考えた場合、職員数が適正なのか。そして、給料が適正なのかどうかというのは、これは理事者の質問、大変だと思いますけれども、これは両面で評価する必要があると思いますけれども、町長の見解を聞かせてください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 高村議員おっしゃるとおり、給料の多い少ないというよりも、要するに職員としてその職務を果たしているのかどうか、それから町民に対する行政サー

ビスとして職責を全うしているのかということだと思いますし、また、人件費云々の数字をとらえて言うならば、我がまちにおける予算の規模、要するに収入に見合った形の中で運営をしていかなければならないとするならば、当然、人件費が占める割合がどれだけになるのかと。他の団体と比べて給料と職員の数が同じであったとしても、そのまちの財政力が高ければ人件費の割合は少なくなるのでありますから、したがって、この数字だけではなかなか比較できない部分があると。

ただ、これは全国的な職員という地方公務員という中で、先ほど申し上げましたように人事院勧告を尊重して実施してきておりますので、そう大きな開きはないだろうというふうに思っていますが、先ほどお話しありましたように、私どものまち、本年の3月まで職員の削減をしていたと、職員の給与を10%削減して支給していたという状況もございますけれども、これについては職員の十分の理解をいただきながらやってきたつもりでありますけれども、そういう結果として今現在にあるんだということでございますので、我がまちにおける財政状況によっては、当然、職員の人件費については、結果として総額としての増減は当然出てくるものだというふうに思うわけであります。というのは、要するに結果として、またそういう減額をお願いしなければならない場面も恐らく出てくるだろうというふうに思っておりますので、その点も含めて御理解いただければと思っております。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） 私も理解していないわけではありません。理解しています。その質問はそれで理解するというふうに受けました。

先ほどから議論しているのですけれども、職員数の数の話をしたいのですけれども、どうしても町民サイドも、やはりこの職員数が多いだとかそういう議論になると、私たちがきちんとした議員としての責任がありますから、説明しなければいけません。そこで、人口1,000人当たりになると、ここら辺はわかりやすいと思うのです。6,000人、中標津は2万4,000人、人口比率は20何パーセント、なかなかこれは回答するほうも説明するのは難しいと思うのです。人口1,000人当たりの職員数を計算すると、根室市が7.53人、別海町が5.99人、中標津町が13.08人、標津町が15.37人います、100人当たり。当羅臼町は、では、どうかといたら10.93人です。ちょうどこの真ん中くらいの位置にあるのです。これは何も他町と比べる必要はないと思う。また、余り物事を比べてみなければいけないというものではないと思う。やはり産業形態、人口形態、そういうものは形態違うのですが、町独自でやられるのもいいのですけれども、ただ、ベースとして、私は参考として話しているのですけれども、標津町と羅臼町の1.4倍の職員数となるわけですね、計算上は。そこでなのですよ。先ほども言ったように、他町と比較しても産業形態、または目指すまちづくり、判断材料には厳しい部分というのはあると思います。町長の今後の、またこれから立ち向かっていかなければいけない人件費削減にしても、もしくは、あってはならないことだけれども、そういう部分の直面した場合の今後の町長の運営、将来的ビジョン、職員数の規模について、ちょっと一言聞

かせていただきたい。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） それでは、職員数についてですけれども、現時点では今の職員数については、我がまちのいろいろな事務量等々を比べたとき、比較したときに職員数は適正であろうというふうに思っているところでありますが、ただ、職員数が多い少ないという議論よりも、私は町民から見て職員がいかに頑張っているかと、その姿だと思っています。それによって給料が高くていいとか、あるいは高いのではないかとか、あるいは安過ぎるのではないかと、これだけ頑張っているのだからもっと給料、町長上げてやれということなのか、頑張っていない、全く頑張っていないから給料は高いのではないかと、その辺をまた町民の視点から見るとそういうことも一方では言えるかと思えますし、また先ほど申し上げましたように、財政規模という中での人件費が占める状況ということも、やはり歳入に合った形の中の財政運営をしていかなければならないとすれば、その中で人件費の適正な額というのはどのくらいあるのかという中で運営もしていかなければならないと。両面持っているものですから、総合的な形の中で今後進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） ありがとうございます。何か繰り返し質問になって申しわけないですけれども、今、町長より、まずは町も財政計画を、私は収支バランスを少なくとも数年先を見通した計画を作成しなければならないと思うのです。都度都度、そのときそのときの職員の賃金等の交渉をしなければならないような、綱渡り的な行政運営とは私言いませんけれども、そこには何かがあるからそこに求めるものがあると思うのですけれども、そういうふうこれから財政計画をきちんと打ち立ててほしいなど。

さらにはまた、人件費の削減提案をする前に全体比率に無駄は本当にないのかと、行政上、ここら辺も徹底的に調査、検討すべきだと思いますね。また、町職員の人件費ばかりではなく、町執行の予算の使い方、そういうのも再度検証した中でそういう交渉なり決断を私は望むところでございます。

次の質問に移らせていただきます。

今現在、羅臼町職員の給料、よく民間レベルより高い、また給与所得が高いと言うのですけれども、では、民間レベルといういい時代には、給料はある程度のベースがあります。だけれども、よいときには100万円、200万円と天井知らずの手当があります。民間レベルではそれは左右できます。ただ、何ぼ町の財政がいい、まちの経済がよくても、なかなか職員はそういう恩恵にはならないわけでございます。ですから、ここら辺のあくまでも職員の給与は職員の生活給です。職員は支給される給与、将来的ないろいろな生活設計と組み立てていっていると思います。いわゆる所得の下方修正が職員の生活を脅かすことにもつながろうかなと思います。職員の給与は、生活給であるという観点から、

これからそういう給与の、もしくはそういう削減等がありましたら、ぜひとも考慮、参考材料として、私の今言ったことも生活給だというその認識を持った中でお願いしたい。

今後は、最悪の場合も想定して、また3月に独自削減やるのではないかと、組合に通達しますよと町長の答弁にありました、同僚議員。私は3月の時点で、先を見通した中で予告編みたいなことではなく、独自削減を組合側に提示をするようなことは何らかの事由で独自削減を示さなければならないときが生じた場合に、やはりその前にきちんとした、前に言いましたけれども、財政の根本的な見直しが必要だと私は思う。いわゆる交渉過程でも私は元太平洋レミコンの執行委員長をやっていました、若いとき。交渉は何十件もやっていました。そういう観点から、組合員の気持ちもわかります。ただ、労使交渉の中で使用者が最後に言う言葉は、ギブアンドテイク、そっちもいいからおまえさんもって、そういう理論でなく、そこにはきっと議論をかみ合わせる議論もここでは必要ではないかなと思います。ただ一方的に、役場職員ですから組合員も、やはり三役からがっ言うとやはり身も引き締まるのです。ただし労使交渉は、本当の対等の立場で物を話さなければいけないのが労使交渉です。そこら辺も町長にお願いしたいことは、団交に臨まれますときには職員の気持ちも十分に察してあげて、このギブアンドテイクの理論は捨てていただきたく、このようにひとつ提言させていただきます。

ちょっともう駆け足になって済みませんけれども、あと私もう一つ質問の中身の中で、私は庁内で人件費も含めた中で、いろいろな大きな人件費ばかりじゃないですよ、庁内でこの財政全般のいわゆる財政健全化見直し委員会の設置等も私は要求したい。そうすると、いろいろな面で、これは恒久的にやれというわけではない。4月でも7月でも何か分岐点にこういうものがあると、大きなスパンで各課のことが掌握できるものが私はあったほうがいいのかなと、このように思います。回答お願いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 給与に関しましては、先ほど申し上げました10%を削減してきたという中では、一方的には決してやっておられませんし、交渉事ではないと思っています。と申しますのは、あくまでもこれは本来もらうべき職員の給料を、あえてまちの財政事情等も含めながら、あるいは病院、診療所を建設したいという思いも含めながら職員の皆さんにお願いをして理解をしてもらうようにやってきたと。職員にとっては決して本位ではありませんでしたでしょうけれども、羅臼町における今の状況を理解していただいた上で応じてもらったことをございますので、決してお互いに労使交渉ということではなくて、これはあくまでもお願いしてそういう形になってきたということをございますので、この件に関しましては本当に職員に感謝しているところでもあります。

ただ、今後におけることにつきましては、先ほど申し上げましたように、この削減を一応この4月から元に戻したという結果として、先ほど申し上げましたように、ラスパイ指数がどんどん高くなってきて、このまま放置すると国家公務員に近い、ほとんど同じ、あるいはそれを上回ってしまうようになりかねないという状況を踏まえたときに、やはり

今、高村議員が後段におっしゃったように、庁舎内全体で人件費も含めたそういう検証なり検討すべきということについては、貴重な御意見として承っておきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） すぐ終わります。お許してください。

本当にいろいろと町長には、私も答弁はきちんと承りました。ただ、これから都度都度あるときに、その答弁が空答弁だったら私はまた追求します。それは、職員の給与ばかりではないです。やはり羅臼町全体予算の中で、私は、今、物事をお話ししたいと思っていますので、だけれども今回は町長ありがとうございます。大変誠意ある回答でございました。

最後に、公務員はよく公僕と一般的に表されていますね。これは、公務員は特定の個人のための利益のために働くのではなく、いわゆる赤ちゃんからお年寄りまで住民全体に対する全体の奉仕者として働くべきだという意味が込められております。公務員が公平・公正に働ける環境をつくる責任は、町長、さらには理事者、あなたなのです。また同時に、職員は地方公務員法や労働関係法に基づき職員団体を結成しております。労使がお互いの立場を尊重し、方向性が合わないときは徹底的に議論し話し合うことも、これも大切なことです。安定的な労使環境を築くことも、これも大切なことです。私は冒頭、我が町の役場職員は私たち住民にとって最大の人的財産であるということを視点に申し上げたつもりでございます。たとえ財産といえ、ただ使い続けると減ります。必要な投資をして育てなければなりません。その財産も育てれば、私たち住民にも必ず還元されるときが来ます。そのことを強く最後に訴え申して私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（村山修一君） これで、高村和史君の質問は終わりました。

一般質問を終わります。

ここで、2時15分まで休憩します。2時15分再開します。

午後 2時03分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議案第48号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第48号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました議案第48号について説明をさせていただきますけれども、その前に、今定例会には全部で24件の議案提出をしているところでございますけれども、そのうち4件につきましては報告事項でございます、専決が2件、決算関連が2件、議案については12件ございまして、補正予算が4件、各会計の補正予算、条例制定が3件、工事契約の変更が1件、公有水面埋立が1件、指定管理者指定が1件、人事同意案が2件でございます。諮問につきましては2件、人権擁護委員の推薦についてであります。認定が6件、平成23年度各会計の決算についてでございますが、以上24件でございますけれども、教育委員の人事案件と人権擁護委員の推薦諮問につきましては私のほうから説明申し上げ、他の20件につきましては、副町長以下担当職員をして説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第48号でございます。69ページであります。

議案第48号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

羅臼町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に化人する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、北海道目梨郡羅臼町峯浜町172番地2でございます。

氏名につきましては、石川勝氏。

生年月日は昭和21年1月15日。

任期につきましては、平成24年10月1日から平成28年9月30日まででございます。

石川氏につきましては、現在、峯浜水産有限会社の代表取締役であります。羅臼漁業協同組合監事の要職にあり、昭和58年、1983年6月から29年の長きにわたり羅臼町教育委員として、また平成18年10月からは教育委員長として御活躍をいただいております。その功績とともに識見高く教育行政に精通しておりますので、引き続き教育委員の重責を担っていただきたく、議員皆様の満堂の御同意を賜りたくお願い申し上げる次第でございます。

以上であります。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第48号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求め

ることについては、同意することに決定しました。

◎日程第7 議案第49号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求め
ることについて

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第49号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） 議案第49号、70ページでございます。

羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

羅臼町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、北海道目梨郡羅臼町共栄町420番地。

氏名につきましては、池田榮壽氏でございます。

生年月日、昭和24年4月27日。

任期につきましては、平成24年10月1日から平成28年9月30日まででございます。

池田氏につきましては、昭和49年、1974年羅臼町役場に奉職以来、昭和63年管理職となり以来、行政各分野の要職を歴任し、平成19年1月教育委員教育長に就任し、今日まで御活躍をいただいております、人権、識見ともに教育委員として適任でありますので、引き続き重責を担っていただきたく、議員皆様の満堂の御同意を賜りたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第49号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 2時21分 休憩

午後 2時22分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

◎日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（村山修一君） 日程第8 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） 諮問第1号、71ページでございます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

住所は、北海道目梨郡羅臼町栄町127番地。

氏名につきましては、山中伸行氏でございます。

生年月日、昭和30年1月6日。

任期は、平成25年1月1日から平成27年12月31日まで。

山中氏は、羅臼神社の宮司の職にありまして、平成22年1月から人権擁護委員として御活躍、御尽力をいただいております。人権、人格、識見ともに人権擁護委員として最適任でありますので、推薦いたしたく諮問申し上げますので、御賛同賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定しました。

◎日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（村山修一君） 日程第9 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） 諮問第2号、72ページでございます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

住所につきましては、北海道目梨郡羅臼町知昭町39番地19。

氏名につきましては、田中進氏でございます。

生年月日は、昭和27年2月27日。

任期は、平成25年1月1日から平成27年12月31日まででございます。

田中氏は、平成22年1月から人権擁護委員として御活躍、御尽力をいただいております、人格、識見ともに人権擁護委員として最適任でありますので、推薦いたしたく御諮問申し上げますので、御賛同賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定しました。

◎日程第10 報告第8号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第10 報告第8号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第3号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成24年8月13日でございます。

平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成24年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,074万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。19款諸収入43万5,000円を追加し、2,703万1,000円、4項雑入43万5,000円を追加し、2,552万8,000円、歳入合計43万5,000円を追加し、35億2,074万5,000円。

歳出でございます。3款民生費43万5,000円を追加し、4億7,117万円、1項社会福祉費43万5,000円を追加し、3億7,305万8,000円、歳出合計43万5,000円を追加し、35億2,074万5,000円となるものでございます。

6ページをお願いいたします。

事項別明細書、歳入の説明でございます。

19款諸収入4項1目雑入43万5,000円の追加でございます。町有物件災害共済金の43万5,000円を受ける補正となっております。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

3款民生費1項社会福祉費2目社会福祉施設費43万5,000円の追加でございます。このことにつきましては、子ども発達支援センター職員が公務中に運転操作ミスにより八木浜町福祉館玄関を破損いたしましたものでございまして、事業の支障に來すことから早急に修繕が必要となり、専決処分をさせていただきました。二度とこうした事故の起きないように、全職員に対し注意喚起を促してまいります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第8号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 報告第8号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第 1 1 報告第 9 号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第 1 1 報告第 9 号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の 1 0 ページをお願いいたします。

報告第 9 号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

1 1 ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成 2 4 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日は、平成 2 4 年 8 月 2 0 日でございます。

平成 2 4 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成 2 4 年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 5 億 2, 0 7 9 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入。

1 4 款道支出金 8 万 4, 0 0 0 円を追加し、1 億 4, 3 0 7 万 2, 0 0 0 円、1 項道負担金 8 万 4, 0 0 0 円を追加し、7, 2 5 3 万 5, 0 0 0 円、1 8 款 1 項繰越金 3 万 9, 0 0 0 円を減額し、3 7 3 万 9, 0 0 0 円、歳入合計 4 万 5, 0 0 0 円を追加し、3 5 億 2, 0 7 9 万円。

歳出でございます。

3 款民生費 4 万 5, 0 0 0 円を追加し、4 億 7, 1 2 1 万 5, 0 0 0 円、1 項社会福祉費 4 万 5, 0 0 0 円を追加し、3 億 7, 3 1 0 万 3, 0 0 0 円、歳出合計 4 万 5, 0 0 0 円を追加し、3 5 億 2, 0 7 9 万円。

1 5 ページをお願いいたします。

事項別明細書、歳入の説明をいたします。

1 4 款道支出金 1 項道負担金 1 目民生費道負担金 8 万 4, 0 0 0 円の追加でございます。行旅死亡人取扱費の道負担金でございます。

18款1項1目繰越金3万9,000円の減額でございます。補正の調整を前年度繰越金に求めたものでございます。

17ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款民生費1項社会福祉費8目行旅死亡人取扱費8万4,000円の追加でございます。羅臼町内で6月30日、8月14日に2件の身元不明遺体が発見され、その対応経費について専決処分をさせていただきました。遺体につきましては火葬に伏し、町内のお寺に保管、安置をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第9号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 報告第9号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第12 議案第38号 平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第12 議案第38号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の23ページをお願いいたします。

議案第38号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成24年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,511万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,590万円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

24ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入でございます。

14款道支出金377万4,000円を追加し、1億4,684万6,000円。2項道補助金350万円を追加し、6,189万円、3項道委託金27万4,000円を追加し、1,242万1,000円。

16款1項寄附金121万9,000円を追加し、1,333万1,000円。

18款1項繰越金691万6,000円を追加し、1,065万5,000円。

20款1項町債1,320万1,000円を追加し、2億260万2,000円。

歳入合計2,511万円を追加し、35億4,590万円。

歳出でございます。

2款総務費225万1,000円を追加し、5億5,250万4,000円。1項総務管理費121万8,000円を追加し、5億1,170万9,000円、2項徴税费75万9,000円を追加し、709万8,000円、5項統計調査費27万4,000円を追加し、62万5,000円。

3款民生費28万6,000円を追加し、4億7,150万1,000円、1項社会福祉費28万6,000円を追加し、3億7,338万9,000円、4項衛生費1,718万6,000円を追加し、6億9,040万8,000円、1項保健衛生費156万2,000円を追加し、3億2,349万7,000円、3項清掃費1,562万4,000円を追加し、3億5,755万円。

5款農林水産業費350万4,000円を追加し、5,299万円、3項水産業費350万4,000円を追加し、3,868万円。

8款教育費188万3,000円を追加し、2億7,699万9,000円、5項社会教育費979万7,000円を追加し、3,686万2,000円、6項保健体育費791万4,000円を減額し、1億745万5,000円。

歳出合計2,511万円を追加し、35億4,590万円。

26ページでございます。

第2表、地方債補正でございます。変更でございます。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額1億6,100万1,000円を1億7,420万2,000円に変更するものでございます。本年度の交付額が決定したための変更であります。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

27ページをお願いいたします。事項別明細書の説明をいたします。

歳入でございます。

14款道支出金2項道補助金4目農林水産業費道補助金300万円の追加でございます。地域づくり総合交付金の道の交付金でございます。水産振興の潜水業務に係る空気充てんエアコンプレッサーの購入代として交付を受けるものでございます。

6目教育費道補助金50万円の追加でございます。同じく地域づくりの総合交付金で、今年度ふるさと少年探検隊30年を迎えた事業実施に伴う交付でございます。

3項道委託金1目総務費道委託金27万4,000円の追加につきましては、それぞれ就業構造基本調査、経済センサス活動調査の委託金でございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金96万7,000円の追加でございます。知床、羅臼まちづくり基金に善意の寄附をいただいたものでございます。自然保護保全に88万7,000円、医療保健福祉に3万円、中学校改築に5万円の寄附でございます。

3目農林水産業費寄附金25万2,000円の追加でございます。水産の関係でございまして、深層水施設修繕に伴う組合の負担分を寄附として受けるものでございます。

18款1項1目繰越金691万6,000円の追加でございます。補正の財源調整のために繰越金に求めているものでございます。

20款1項町債5目臨時財政対策債1,320万1,000円の追加につきましては、交付決定に伴うものでございます。

29ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費96万7,000円の追加につきましては、ただいま歳入で申し上げましたとおり、知床まちづくり基金にそれぞれ善意の寄附をいただいたものでございまして、自然保護に団体1件、個人2件、医療保健福祉に個人2件、中学校の改築に団体1件ということで96万8,000円を積み立てするものでございます。7目自治振興費25万円の追加でございます。幌萌地区における簡易水道の施設の補修に対して幌萌地区に補助するものでございます。

2項徴税費2目賦課徴収費75万9,000円の追加でございます。これにつきましては、電子申告の受け付けサービス等に係る導入費用、あるいは運用費用の追加でございます。5項統計調査費1目統計調査総務費27万4,000円の追加でございます。歳入で申し上げましたとおり、就業構造基本調査、経済センサス活動調査に伴うそれぞれの活動調査費を追加するものでございます。

3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費11万8,000円の追加でございます。23年度の事業確定に伴う国庫の返還分でございます。7目特別会計繰出金16万8,000円の追加でございます。介護給付費の増に伴う特別会計に繰り出すものでございます。

31ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費26万円の追加でございます。墓地の建立予定がないため、1件の返還申し入れがございました。それに伴う経費でございます。4目特別会計繰出金130万2,000円の追加でございます。診療所会計に繰り出すものでございまして、診療所の完成祝賀会に伴う経費の繰り出しでございます。3項清掃費1目清掃総務費1,562万4,000円の追加でございます。ケンネベツ地区における廃棄物の回収、運搬にかかる経費でございます。

5款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費300万円の追加でございます。漁業協同組合から潜水部会で現在利用しているエア・コンプレッサー、この老朽化に伴う補助の申請がございましたので300万円の追加をするものでございます。

3目漁港管理費50万4,000円の追加でございます。深層水施設の送水制御部分が故障したための部品交換でございます。

8款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費4目の文化財保護調査費979万7,000円の追加でございます。これにつきましては、郷土資料館の、現在、体育館の部分を収蔵庫として使っておりますが、この老朽化が著しいため屋根の補修を行うものでございます。

6項保健体育費6目給食センターの管理費で791万4,000円の減額でございます。直営に伴う縮減が図られたため、今般それぞれ委託料の経費を削減するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第38号一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第38号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第39号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業
特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第13 議案第39号平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 35ページです。

議案第39号平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

平成24年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,655万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億956万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

36ページです。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

3款国庫支出金320万3,000円を追加し、2億8,821万7,000円。1項国庫負担金309万8,000円を追加し、2億8,271万5,000円。2項国庫補助金10万5,000円を追加し、550万2,000円。

6款道支出金309万8,000円を追加し、9,999万2,000円。1項道負担金309万8,000円を追加し、1,244万7,000円。

7款1項共同事業交付金715万5,000円を追加し、1億1,194万7,000円。

10款1項繰越金5,310万1,000円を追加し、5,310万2,000円。

歳入合計6,655万7,000円を追加し、12億956万1,000円。

歳出です。

1款総務費5,279万4,000円を追加し、6,217万6,000円。1項総務管理費5,279万4,000円を追加し、5,775万3,000円。

5款1項共同事業拠出金1,376万3,000円を追加し、1億7,345万9,000円。

歳出合計6,655万7,000円を追加し、12億956万1,000円。

38ページ、事項別明細書であります。

歳入であります。

3款国庫支出金1項国庫負担金2目高額医療費共同事業負担金で309万8,000円の追加であります。歳出の共同事業拠出金の負担に伴い、ルール分として交付されるものであります。2項国庫補助金2目特別調整交付金10万5,000円の追加であります。歳出のシステム改修費用について全額が交付されるものでございます。

6款道支出金1項道負担金1目高額医療費共同事業負担金309万8,000円の追加。

7款1項1目共同事業交付金619万5,000円の追加。2目保険財政共同安定化事業交付金96万円の追加。いずれも歳出の共同事業拠出金の負担に伴い、ルール分として交付されるものであります。

10款1項1目繰越金5,310万1,000円でございます。前年度繰越金でございます。

40ページです。

歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費で、5,279万4,000円の追加であります。その他国保一般事務に要する経費で、19節の負担金補助交付金で、扶養控除の廃止に伴う所属調整控除システムの改修費用について、北海道自治体情報システム協議会に負担をするものであります。

25節積立金につきましては、前年度の繰越金と共同事業拠出に伴う歳出のルール分の合計から各拠出金に充当し、余剰となった分について国保財政調整基金に積み立てをするものであります。なお、現在の基金残高1,106万7,000円に5,268万9,000円を追加した基金の額は、6,375万6,000円となるものであります。

5款1項共同事業拠出金1目高額医療費共同事業拠出金1,239万1,000円の追加。2目保険財政共同安定化事業拠出金137万2,000円の追加であります。いずれも北海道国保連合会へ拠出するものでございます。これらの事業につきましては、今年度の当初予算確定後、両事業の実施要項の一部改正があり、拠出金算出のための基礎措置が変わりました。これにより、再算定の結果、医療費按分拠出金に変更となり拠出金額が増額となったものでございます。

なお、今回の補正予算につきましては、去る9月5日に開催されました第4回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第39号国保会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第39号平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第40号 平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第14 議案第40号平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） 議案の42ページをお願いいたします。

議案第40号平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成24年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,106万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,556万9,000円とする。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

43ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款1項介護保険料26万3,000円を追加し、6,836万4,000円。

3款国庫支出金171万9,000円を追加し、1億131万5,000円。1項国庫負担金162万8,000円を追加し、7,320万8,000円。2項国庫補助金9万1,000円を追加し、2,810万7,000円。

4款1項支払基金交付金72万円を追加し、1億1,197万6,000円。

5款道支出金215万4,000円を追加し、5,802万2,000円。1項道負担金215万4,000円を追加し、5,407万2,000円。

7款繰入金16万8,000円を追加し、6,904万2,000円。1項他会計繰入金16万8,000円を追加し、6,234万2,000円。

8款1項繰越金1,603万3,000円を追加し、1,603万4,000円。

歳入歳出合計2,106万6,000円を追加し、4億2,556万9,000円。

続きまして、歳出です。

1款総務費1,817万4,000円を追加し、2,426万3,000円。1項総務管理費1,817万4,000円を追加し、2,192万2,000円。

2款保険給付費135万円を追加し、3億8,137万8,000円。1項介護サービス等諸費135万円を追加し、3億5,697万円。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金154万2,000円を追加し、165万2,000円。

歳出合計2,106万6,000円を追加し、2億2,556万9,000円。

続きまして、45ページをお願いいたします。

事項別明細書、歳入です。

1款1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料26万3,000円の追加につきま

しては、介護保険サービス給付費の増加に伴うルール分でございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金162万8,000円の追加です。内容といたしまして、介護給付費の増加に伴い、介護給付費負担金の現年度分として27万円と介護給付費負担金前年度精算分として135万8,000円の増額補正でございます。

2項国庫補助金1目調整交付金9万1,000円の追加につきましては、介護サービス給付費の増加分に対する調整交付金の現年度分でございます。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金39万円の追加につきましては、介護サービス給付費の増加分に対する現年度分でございます。

2目地域支援事業支援交付金33万9,000円の追加につきましては、前年度精算分でございます。

5款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金215万4,000円の追加につきましては、介護サービス給付費の増加分に対する現年度分の道負担金16万8,000円と前年度精算分198万6,000円の増額補正でございます。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金16万8,000円の追加につきましては、介護サービス給付費の増加分に伴う増額補正でございます。

8款1項1目繰越金1,603万3,000円の追加につきましては、前年度繰越金の全額を介護給付費準備基金に積み立てするための増額補正でございます。

続きまして、歳出を御説明いたしますので、47ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費で1,817万4,000円の追加です。内容につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました前年度繰越金1,603万3,000円に、介護給付費等の額の確定に伴う剰余金を合わせて介護給付費準備基金積立金に積み立てるものでございます。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費2目介護療養費で135万円の追加です。内容といたしましては2点ございまして、1点目は、居宅介護福祉用具購入費の増により43万円の増額補正です。主な購入用具は、ポータブルトイレでございます。2点目は、居宅介護住宅改修費がふえたことにより92万円の増額補正です。住宅改修費の主なものは、トイレや廊下などに手すりの取り付け工事費でございます。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金154万2,000円の追加につきましては、平成23年度分介護給付費等交付金の額の確定に伴い、国庫、道及び支払基金へ交付額の超過した分を返還するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第40号介護保険会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第40号平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第41号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第15 議案第41号平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

診療所連携室課長。

○診療所連携室課長（対馬憲仁君） 49ページをお願いいたします。

議案第41号平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

平成24年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,299万5,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

50ページです。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金130万2,000円を追加し、2億71万6,000円、歳入合計130万2,000円を追加し、5億3,299万5,000円。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費130万2,000円を追加し、4億3,895万4,000円。

歳出合計130万2,000円を追加し、5億3,299万5,000円。

続きまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

52ページです。歳入です。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金に130万2,000円追加するもの

でございます。内容につきましては、歳出の補正財源を一般会計繰入金に求めるものでございます。

続きまして、歳出です。

54ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費に130万2,000円追加するものでございます。内容につきましては、現在工事を進めております診療所改築工事が10月末に全工事竣工する予定であることから、竣工祝賀会を開催するために必要な経費を追加するものでございます。竣工祝賀会につきましては、知床らうす国民健康保険診療所竣工祝賀会といたしまして、来る11月18日、日曜日の午前11時から公民館を会場に指定管理者である社会医療法人孝仁会との共催で開催する予定をしているものでございます。

経費の内訳につきましては、アトラクション出演団体謝礼として報償費1万円、出席者の記念品代などとして消耗品費27万6,000円、しおりや案内状の印刷代として印刷製本費17万円、案内状などの郵便代として通信運搬費2万6,000円、祝賀会サービス料として手数料80万円、感謝状の筆耕料として筆耕翻訳料2万円となるものでございます。なお、この補正予算につきましては、9月5日開催の第4回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第41号診療所会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第41号平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第42号 羅臼町暴力団排除条例の制定について

○議長（村山修一君） 日程第16 議案第42号羅臼町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長（五十嵐勝彦君） 議案56ページをお開き願います。

議案第42号羅臼町暴力団排除条例の制定について。

羅臼町暴力団排除条例を別紙のとおり制定するものであります。

57ページをお願いいたします。

羅臼町暴力団排除条例。

ここで、暴力団排除条例制定の理由について御説明いたします。

全国的に暴力団排除の動きが高まっており、平成23年10月にはすべての都道府県が暴力団排除条例を制定しております。北海道におきましても、平成23年4月1日付で北海道暴力団の排除推進に関する条例を施行しております。本町においても、町民が安全で安心な生活を送れるよう、また公共事業等から暴力団排除を目的とし、暴力団排除条例を制定するものでございます。

なお、条文の説明につきましては、参考資料1ページ、資料1、羅臼町暴力団排除条例の概要で御説明いたしますので、参考資料をお開き願います。

この概要版では、各条項のポイントを内容欄に記載しております。

第1条は、目的でございます。暴力団排除に関する施策の基本となる事項等を定め、町、町民、事業者が一体となって暴力団排除を推進し、地域経済の健全な発展と町民の安全で平穏な生活を確保することを目的としております。

第2条は、定義でございます。条例文中で使用する用語の定義を定めております。

第3条は、基本理念でございます。暴力団排除に当たって、暴力団を恐れない、資金提供しない、利用しないことを基本とし、地域が一体となって推進することを定めております。

第4条は、町の責務でございます。町は、暴力団排除に関する施策を実施し、北海道、北海道警察、北海道暴力追放運動推進センターと連携し、暴力団排除のために情報提供や支援等についての町の責務を定めております。

第5条は、町民及び事業者の責務でございます。町民及び事業者は、町が実施する暴力団排除に関する施策に協力し、暴力団排除に資する情報の提供並びに事業者は事業を行うに当たり、暴力団との関係や暴力団を利用しないことを定めております。

第6条は、町の事務事業における措置でございます。町の行う入札には、暴力団関係者を参加させない、事務事業の契約者に対しても暴力団排除の措置を求め、事業者に暴力団からの不当介入があった場合等に、町及び警察への通報を義務づけ、義務違反者には入札に参加させない等の措置を定めております。

第7条は、公の施設の利用の不許可等でございます。暴力団関係者への公共施設の利用、使用の禁止及び知らずに許可した場合の施設等の使用許可の取り消しを定めております。

第8条は、町民等に対する支援でございます。町は、町民、事業者の暴力団排除に関する取り組みへの支援とその取り組みの安全確保のため、警察と連携することを定めており

ます。

第9条は、青少年に対する教育等のための措置でございます。町は、学校教育等において、生徒らが暴力団に関わらない、被害を受けないよう指導・助言及び情報提供等の支援をすることを定めております。

第10条は、広報及び啓発でございます。町は、暴力団排除の理解を深めるため、広報等の啓発を実施することを定めております。

第11条は、暴力団の威力を利用することの禁止でございます。町民は、問題解決等に暴力団の威力を使用してはならないことを定めております。

第12条は、利益供与の禁止でございます。町民は、暴力団の威力を利用する目的や暴力団の活動支援のために、暴力団関係者に対し利益供与をしてはならないことを定めております。

第13条は、委任でございます。条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることを規定しております。

附則として、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行する。なお、平成24年10月30日付で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正が予定されておりますので、附則の2項を設けております。

附則第2項、この条例の施行日が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行日前である場合には、同法の施行日前日までの間における第4条第2項の適用については、同項中「第32条の3」とあるのは、「第32条の2」とする。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第42号暴力団排除条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第42号羅臼町暴力団排除条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、午後3時25分まで休憩します。午後3時25分再開します。

午後 3時10分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。
休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 1 7 議案第 4 3 号 羅臼町防災会議条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第 1 7 議案第 4 3 号羅臼町防災会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（川端達也君） 議案の 6 1 ページをお願いいたします。

議案第 4 3 号羅臼町防災会議条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

6 2 ページをお願いいたします。

羅臼町防災会議条例の一部を改正する条例。

羅臼町防災会議条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、災害対策基本法の改正に伴う条例の改正でありまして、災害対策基本法の改正内容につきましては、大規模な災害に対する即応力の強化及び被災者対応の改善、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上が主なものでございます。これにより条例を改正するものでありますが、改正条文につきましては新旧対照表により御説明させていただきますので、参考資料の 2 ページをごらん願います。

第 2 条につきましては、これまで防災に関する重要事項の審議についての規定がございませんでしたが、防災に関する諮問機関として機能を強化する観点から「第 2 号」を改め、「第 3 号」を追加し、それに伴う条例文を整理するものでございます。

第 3 条第 5 項につきましては、防災会議の組織で多様な主体の意見が反映されるよう、第 9 号及び第 1 0 号の委員を追加し、第 6 項の委員総数を改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

新委員の任期に関する経過措置。

この条例の施行の日以降、新たに任命することとなる改正後の羅臼町防災会議条例第 3 条第 5 項第 9 号及び第 1 0 号並びに同項第 1 号から第 8 号までの委員で新たに任命された委員の任期は、同条第 7 項の規定にかかわらず、現在任命されている同条第 5 項第 1 号から第 8 号までの委員の任期と同一とする。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第43号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第43号防災会議条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第17 議案第43号羅臼町防災会議条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第44号 羅臼町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について

○議長(村山修一君) 日程第18 議案第44号羅臼町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(川端達也君) 議案の63ページをお願いいたします。

議案第44号羅臼町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町災害対策本部条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

64ページをお願いいたします。

羅臼町災害対策本部条例の一部を改正する条例。

羅臼町災害対策本部条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、災害対策基本法の改正に伴う条例の改正でありまして、市町村災害対策本部については改正前の災害対策基本法では、都道府県災害対策本部と同一の規定で定められていたものを見直し、市町村対策本部について新たに法第23条の2として別個に規定されたことに伴い、第1条中「第23条第6項」を「第23条の2第8項」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(村山修一君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第44号災害対策本部条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第18 議案第44号羅臼町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第45号 工事請負契約の一部変更について

○議長（村山修一君） 日程第19 議案第45号工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（北澤正志君） 議案の65ページをお願いいたします。

議案第45号工事請負契約の一部変更について。

羅臼町国民健康保険診療所建設工事契約の一部を次のように変更したいので、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更につきましては、透析設備の工事に関して設計の一部を変更して実施する必要があることに加えて、診療所内の使用などについての設計変更内容が精査され、額が確定したことによる変更でございます。したがって、その差額は今年度予算に計上されておりますが、結果的に昨年6月に議決いただいた当初の工事請負契約の金額が今回変更となるものでございます。

議決年月日及び番号、平成23年6月29日、議案第28号。

内容の事項名、契約の金額。

変更前の金額、5億1,030万円、変更後の金額、5億3,138万4,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第45号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第45号工事請負契約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第19 議案第45号工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第46号 公有水面の埋立てについて

○議長（村山修一君） 日程第20 議案第46号公有水面の埋立てについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（石田順一君） 議案の66ページをお願いいたします。

議案第46号公有水面の埋立てについて。

公有水面の埋立てについて、別紙のとおり北海道知事より照会があったので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

67ページをお願いいたします。別紙でございます。

公有水面埋立ての承認の出願について。

平成24年8月1日付けで農林水産省より出願のあったこのことについて、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、貴職の意見を求めます。

記。

1、埋立の位置及び面積。

目梨郡羅臼町共栄町442番地先の公有水面1万1,156平方メートル。

2、埋立の用途。

漁港施設用地。

場所等につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料5ページ、資料4をお願いいたします。

まず、場所につきましては、羅臼漁港中央埠頭の先端でございまして、現在防波堤になっている箇所を耐震岸壁に整備するために埋め立てを行うものでございます。工事につきましては、今年度より実施されるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第46号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第46号公有水面の埋立てについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程20 議案第46号公有水面の埋立てについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 4 7 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（村山修一君） 日程第 2 1 議案第 4 7 号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。なお、本案については、田中良君に直接の利害関係のある事件でありますので、地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、田中良君の退室を求めます。

（田中良議員 退室）

○議長（村山修一君） 提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（川端達也君） 議案の 6 8 ページをお願いいたします。

議案第 4 7 号公の施設の係る指定管理者の指定について。

公の施設の係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者の管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

（1）名称、羅臼町老人福祉センター。

（2）所在地、目梨郡羅臼町湯の沢町 1 4 番地 3。

2、指定管理者。

（1）名称、特定非営利活動法人ゆとりステーション。

（2）代表者、理事田中良氏。

（3）所在地、目梨郡羅臼町春日町 4 6 番地 3。

3、指定期間。

平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まででございます。

本件の羅臼町老人福祉センターに係る指定管理者の指定につきましては、現在の指定管理者であります社会福祉法人羅臼町社会福祉協議会の運営が平成 2 5 年 3 月 3 1 日をもって終了するため、事業者の公募をした後、先般の羅臼町指定管理者選定委員会において特定非営利活動法人ゆとりステーションが適当であると答申をいただいておりますことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第 4 7 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 4 7 号指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第21 議案第47号公の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 3時39分 休憩

午後 3時40分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

- ◎日程第22 認定第1号 平成23年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第23 認定第2号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第24 認定第3号 平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第25 認定第4号 平成23年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第26 認定第5号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第27 認定第6号 平成23年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算算認定について
 - ◎日程第28 報告第10号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
 - ◎日程第29 報告第11号 平成23年度決算に基づく資金不足比率の報告について
-

○議長（村山修一君） 日程第22 認定第1号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から日程第27 認定第6号平成23年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定及び日程第28 報告第10号平成23年度決算に基づく健全化判断比率の報告、日程第29 報告第11号平成23年度決算に基づく資金不足比率の報告についての8件を一括議題とします。

この説明に当たっては、議員各位から了承いただいておりますので、総括表で簡単明瞭に説明を願います。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいま一括上程されました8件のうち、議案73ページの

認定第1号から議案第78ページの認定第6号の各会計決算認定につきましては、監査委員の意見書を付し、認定に付するわけでございますけれども、ただいま議長より簡潔に説明するようお願いをいただきましたので、参考資料の総括表にて説明をさせていただきたいと思っております。

なお、説明の数値につきましては、収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、翌年度繰越額、歳入差引額とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

認定第1号の一般会計でございます。

収入済額4億3,365万3,575円、不納欠損額3,700万1,775円、収入未済額2億880万9,269円、支出済額4億1,626万9,858円、翌年度繰越額374万6,000円、歳入差引額、残額でございます、1億1,738万3,717円の黒字でございます。

認定第2号の国民健康保険事業特別会計でございます。

収入済額1億198万5,978円、不納欠損額8,040万7,401円、収入未済額1億8,515万1,926円、支出済額1億4,888万4,379円、差引残額5,310万1,599円の黒字でございます。

認定第3号でございます。介護保険事業特別会計でございます。

収入済額3億9,207万6,048円、収入未済額868万7,400円、支出済額3億7,604万2,879円、差引残額1,603万3,169円の黒字でございます。老人保健事業特別会計につきましては、閉鎖でございます。

認定第4号後期高齢者医療事業特別会計でございます。

収入済額4,984万2,806円、不納欠損額9万300円、収入未済額2万600円、支出済額4,958万706円、差引額26万2,100円の黒字でございます。

認定第5号国民健康保険診療所特別会計。

収入済額6億6,530万3,438円、収入未済額274万3,797円、収入済額6億1,512万3,164円、翌年度繰越額3億6,644万1,000円、差引残額5,018万274円でございます。このうち、翌年度繰り越しすべき財源が5,000万円含まれてございますので、実質黒字としては18万274円でございます。

合計。

収入済額65億4,286万1,845円、不納欠損額1億1,749万9,476円、収入未済額4億541万2,992円、支出済額63億590万986円、翌年度繰越額3億7,018万7,000円、差引残額2億3,696万859円でございます。

次に、水道事業会計でございます。認定第6号でございます。

収益的収入及び支出。

決算額2億5,659万8,907円、支出決算額2億312万230円、差引過不足額が5,347万8,677円の黒字でございます。

資本的収入及び支出。

収入決算額 6 2 3 万 7, 0 0 0 円、支出決算額 1 億 2, 0 4 8 万 6, 4 8 4 円、差引過不足額△ 1 億 1, 4 2 4 万 9, 4 9 4 円、不足につきましては損益勘定留保資金で補てん済みでございます。

合計。

収入決算額 2 億 6, 2 8 3 万 5, 9 0 7 円、支出決算額 3 億 2, 3 6 0 万 6, 7 1 4 円、差引過不足額△ 6, 0 7 7 万 8 0 7 円でございます。

続きまして、議案の 1 9 ページをお願いいたします。

報告第 1 0 号平成 2 3 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

2 0 ページをお願いいたします。

平成 2 3 年度決算に基づく健全化判断比率でございます。

このたび、監査委員の審査を経て 2 3 年度決算に基づく比率が確定をいたしたところでございます。いずれの比率も早期健全化規準を大きく下回っております。今後とも行財政改革の取り組みを進めながら、持続可能な行財政基盤の確立に進めてまいります。

2 1 ページ、報告第 1 1 号をお願いいたします。

平成 2 3 年度決算に基づく資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

2 2 ページでございます。

平成 2 3 年度決算に基づく資金不足比率でございます。

このたび、監査委員の審査を経て、2 3 年度の決算に基づく比率が確定をいたしたところでございます。水道事業会計において資金不足はありませんでした。今後とも経営健全化に努めてまいります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

日程第 2 8 報告第 1 0 号平成 2 3 年度決算に基づく健全化判断比率の報告、日程第 2 9 報告第 1 1 号平成 2 3 年度決算に基づく資金不足比率の報告については受理いたしました。

お諮りします。

各会計の歳入歳出決算については、各常任委員会より 2 名、計 4 名で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別会計に付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、4 名の委員で構成する羅臼町各会計決算特別委員会

を設置し、この特別委員に付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました羅臼町各会計決算特別委員会の委員の選任については、各常任委員会より2名を選出していただき、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

各常任委員会で委員の選任をお願いします。

総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室をお願いします。

決算特別委員選出のため、暫時休憩します。

午後 3時50分 休憩

午後 3時54分 再開

○議長(村山修一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、休憩中に決算特別委員が選出されましたので、事務局長より報告させます。

○事務局長(寺澤哲也君) それでは、決算特別委員を御報告申し上げます。

総務民生常任委員会から坂本志郎議員、田中良議員、経済文教常任委員会から湊屋稔議員、高島讓二議員。

以上でございます。

○議長(村山修一君) ただいま、事務局長より報告のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、羅臼町各会計決算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において正副委員長互選をお願いします。

正副議長室をお願いします。

正副委員長互選のため、暫時休憩します。

午後 3時55分 休憩

午後 4時00分 再開

○議長(村山修一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に委員会において、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手

元に参りました。羅臼町各会計決算特別委員会委員長に高島讓二君、副委員長に田中良君。

以上のとおり、互選された旨、報告がありました。

ただいま、委員長より閉会中の継続審査の議決の申し出がありましたので、これを許します。

委員長、高島讓二君。

○特別委員会委員長（高島讓二君） ただいま、本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第6号の平成23年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算認定は、会期が本日1日なので、閉会中の継続審議の議決をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） お諮りします。

ただいま、羅臼町各会計決算特別委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありました。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第22 認定第1号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第27 認定第6号平成23年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についての6件を、羅臼町各会計決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第30 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第30 発議第4号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野哲也君。

○4番（小野哲也君） 発議第4号地方財政の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成24年9月13日提出。

羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、小野哲也。

賛成者、羅臼町議会議員、高島讓二、同、高村和史、同、鹿又政義、同、佐藤晶。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

急速な高齢社会が到来し、国の一般歳出を占める社会保障の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっている。社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心

できる社会保障制度を確立するためにも、安心した財源の確保が重要である。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとして地方自治体が果たす役割はますます重要となっている。

特に、地方経済と雇用対策の活性化が求められる中で、防災、減災対策の強化、介護、福祉施設の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められている。

2012年度政府予算では、地方交付税については総額17.5兆円の確保がなされているが、2013年度予算においては、2012年度を上回る規模の地方財政計画、地方交付税が必要である。よって、国においては、2013年度の地方財政予算全体の安定化に向けて、次の事項について強く要望する。

記。

1、被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずるとともに、復旧・復興に要する地方負担分は通常の前年度予算とは別に計上すること。また、防災、減災対策の強化を図るために必要な公共事業を増額し、地方への財政措置を拡充すること。

2、医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に反映させ、2013年度地方財政計画を策定するとともに地方交付税額を拡充すること。

3、地方財政の充実・強化を図るため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税の法定率の引き上げ、社会保障分野の単位数の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成24年9月13日。

北海道羅臼町議会議員、村山修一。

よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第30 発議第4号地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第31 発議第5号 義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保
・ 拡充を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第31 発議第5号義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 発議第5号義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書。

上記の議案を、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成24年9月13日提出。

羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、高島讓二。

賛成者、羅臼町議会議員、高村和史、同、小野哲也、同、鹿又政義、同、佐藤晶。

義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書。

義務教育の機会均等・水準確保及び無償制度は、全国のどの地域においても、すべての国民に対して義務教育を保障するための、憲法の要請に基づく国の重要な責務である。このため、義務教育費国庫負担制度の堅持は、すべての子供たちに対して無償で一定水準の教育機会を保障し、未来を担う人材育成という社会の基盤づくりに必要不可欠なものである。

しかしながら、義務教育費国庫負担法の改正により、平成18年度より義務教育費の国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方交付税等への地方の依存度が高まる中、地方教育財政の圧迫が懸念される状況にある。とりわけ、広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くの僻地を有するなど、本道の教育水準の低下をもたらしかねない状況にある。

また、低所得者層の増大を要因とする準要保護などの就学援助受給家庭の増加も見られ、就学援助制度や奨学金制度の充実、さらに学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の緊急避難場所として極めて重要な役割を果たすもので、校舎等の耐震化なども喫緊の課題となっている。

よって、国においては、公教育に地域間格差を生ずることのないよう、義務教育費国庫負担制度、教科書の無償給与の堅持並びに学校施設費、就学援助費及び教材費等の充実など、地方交付税等を含む義務教育予算の確保・拡充を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成24年9月13日。

北海道羅臼町議会議長、村山修一。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、発議第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第31 発議第5号義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

**◎日程第32 発議第6号 コケイン症候群を国の特定疾患治療研究事業
対象疾患と小児慢性特定疾患に指定（難病指
定）を求める意見書**

○議長（村山修一君） 日程第32 発議第6号コケイン症候群を国の特定疾患治療研究事業対象疾患と小児慢性特定疾患に指定（難病指定）を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 発議第6号コケイン症候群を国の特定疾患治療研究事業対象疾患と小児慢性特定疾患に指定（難病指定）を求める意見書。

上記の議案を、会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成24年9月13日提出。

羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、坂本志郎。

賛成者、羅臼町議会議員、田中良、同、佐藤晶、同、小野哲也。

コケイン症候群を国の特定疾患治療研究事業対象疾患と小児慢性特定疾患に指定（難病指定）を求める意見書。

コケイン症候群は、DNAの修復にかかわる遺伝子の異常により発症する100万人に1人とも言われる極めてまれな難病です。この病気は早老病の一つで、幼いころから知的・身体的にも大きな障害を抱え、成長に伴って視力・聴力が弱まり、臓器の疾患が見られるようになり、子供の多くは早くして亡くなる例の多い難病です。

しかしながら、これまでの研究により、その原因は常染色体劣性遺伝によるものとおよそ判明していますが、詳しいメカニズムなどはわからず、根本的な治療法はいまだ確立し

ておりません。今でこそ、その診断はかなり早くできるようになりましたが、国内においても極めて症例が少なく、北海道内でも3名、うち2名が中標津町在中であります。

コケイン症候群は患者数が極めて少なく、原因が不明、治療法が確立されておらず、長期の療養が必要という難病指定要件は満たしていますが、現在のところ難病に指定されておられません。患者の病状は、この間にも進行し、内疾患の病状の悪化、それ以外にも視力・聴力・歩行・知力が徐々に失われ、入院・手術を繰り返し、子供にとって大きな負荷と、家族にとっても苦悩と困難、過大な経済的負担ははかり知れないものがあります。

よって、国においては、コケイン症候群を1日も早く難病指定することにより、早期かつ継続的な原因の研究や治療法の研究・確立を図るとともに、患者が安心して治療を受けられるよう支援を行うよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成24年9月13日。

北海道羅臼町議会議長、村山修一。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、発議第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第32 発議第6号コケイン症候群を国の特定疾患治療研究事業対象疾患と小児慢性特定疾患に指定（難病指定）を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第33 発議第7号 ロシア首相「北方領土訪問」への抗議と日本政府の強力な外交交渉を求める決議

○議長（村山修一君） 日程第33 発議第7号ロシア首相「北方領土訪問」への抗議と日本政府の強力な外交交渉を求める決議を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 発議第7号ロシア首相「北方領土訪問」への抗議と日本政府の強力な外交交渉を求める決議。

上記の議案を、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成24年9月13日提出。

羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、坂本志郎。

賛成者、羅臼町議会議員、田中良、同、佐藤晶、同、小野哲也。

ロシア首相「北方領土訪問」への抗議と日本政府の強力な外交交渉を求める決議。

7月3日のロシア・メドベージェフ首相の北方領土国後島再訪問については、国際法と国際的道理を踏みにじる重大な暴挙であり、羅臼町民を代表する羅臼町議会としては、到底許すことのできない行動として厳しく抗議するものである。

北方領土問題は、1956年の日ソ共同宣言によって日ソ両国の国交回復がなされ、1991年4月、ソ連の元首が初めて日本を訪問し、その共同声明において北方領土問題を解決し、平和条約が締結されることを、両国のそれぞれの文書によって確認されているところである。

ソ連政府からロシア政府に引き継がれた以降も、1993年の東京宣言、1997年クラスノヤルスク合意、2003年の日露行動計画、さらに本年6月には野田首相とプーチン大統領との日露首脳会談において、領土問題解決に向けて交渉を再活性化することで合意されるなど、北方領土問題はまさに日露両国の戦後の重要な政治課題として、双方が誠意をもって交渉を継続していくことは確認されており、今後、ロシア政府首脳が北方領土を訪問することのないよう強く求める。

戦後67年が経過し、かつて北方領土に居住していた元島民も平均年齢が78歳と高齢化し、北方領土の早期返還を一日千秋の思いで待ち続けており、日本政府においては的確な情報収集とその対応を強く求めるとともに、領土交渉が停滞することのないよう、北方領土問題の早期解決に向け、積極的かつ強力な外交交渉に取り組むことを求めるものである。

以上を決議する。

平成24年9月13日。

北海道羅臼町議会議長、村山修一。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、発議第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第33 発議第7号ロシア首相「北方領土訪問」への抗議と日本政府の強力な外交交渉を求める決議は、原案のとおり可決されました。

本決議は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第34 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第34 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定によりお手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第3回羅臼町議会定例会を閉会します。

長時間にわたりまして、ありがとうございました。

午後 4時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員